



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                                                                                                                               |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 「第二尋常小学校」の意味：近代北海道のアイヌ教育史における「別学」原則の実態                                                                                                                                                        |
| Author(s)        | 小川, 正人                                                                                                                                                                                        |
| Description      | (編集担当よりお詫びと差し替えのご案内) 刊本では、小川正人論文79頁最終段落の4行目と5行目の間にあった下掲の1行が、欠落しておりました。小川氏に心からお詫び申し上げます。「だからこそ、「別学」の問題は、実際に「別学」のもとで就学していたどうかに関わらず、すべて」HUSCAP登録のPDF版は、欠落行を補った修正版に差し替えております。ご注意ください。(2014年6月12日) |
| Citation         | 教育史・比較教育論考, 21, 53-85                                                                                                                                                                         |
| Issue Date       | 2014-01                                                                                                                                                                                       |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/55051">https://hdl.handle.net/2115/55051</a>                                                                                                             |
| Type             | departmental bulletin paper                                                                                                                                                                   |
| File Information | AN00057796_21_2.pdf                                                                                                                                                                           |



# 「第二尋常小学校」の意味

## ——近代北海道のアイヌ教育史における「別学」原則の実態——

小川正人

### 《目次》

#### I はじめに

1-1 アイヌ児童に対する「別学」の原則 / 1-2 先行研究の総括 / 1-3 本稿の課題と構成

#### II 「別学」の諸類型

2-1 「別学」をめぐる議論 ——制度制定の背後・基底にあるもの—— / 2-2 別学の諸類型

#### III 「別学」の実態

3-1 一つの学校の中で教室を分けた例 / 3-2 特設アイヌ学校の施設内に学校を併設した例 /  
3-3 アイヌ以外の住民がアイヌ学校への就学を避けた例 / 3-4 特設アイヌ学校ではない学校が  
「アイヌ学校」と呼ばれた例 / 3-5 アイヌ児童の体験

#### IV 学校選択の希望——アイヌの教育要求——をめぐる問題

4-1 アイヌによる「別学」批判 / 4-2 アイヌからの特設アイヌ学校以外への就学志願という  
要求

#### V むすび

5-1 「別」にすることを促したもの ——遊楽部学校と対雁学校の歴史から—— / 5-2 「別  
学」の実態と「第二」の意味

#### I はじめに

##### 1-1 アイヌ児童に対する「別学」の原則

近代北海道におけるアイヌ教育政策は、「北海道旧土人保護法」（1899年3月2日、法律第27号。以下「保護法」）第9条（「北海道旧土人ノ部落ヲ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得」）に基づくアイヌ学校（アイヌ児童を主たる対象とした小学校）の設置と、アイヌ児童に対する小学校教育の課程・教授方法などを定めた「旧土人児童教育規程」（1901年3月31日、北海道庁令第42号）の制定とによって、アイヌ児童を対象とした学校教育制度の成立に至った。

この制度の特徴の一つに、アイヌ児童をシャモ（和人）の児童と「別学」させる原則がある。

「保護法」第9条に基づくアイヌ学校（以下「特設アイヌ学校」）は、基本的にはその地域のアイヌ児童のみを就学の対象としていた。また「旧土人児童教育規程」第4条は「尋常小学校若ハ其分教場ニ於テハ、児童ヲ旧土人ト其ノ他ノ者トノ二部ニ分チ一部ノ教授了リタル後他ノ一部ヲ教授スルコ

トヲ得」と定め、この下位規則である「旧土人児童教育規程施行上注意要項」（1901年5月7日、北海道庁訓令第43号。以下「注意要項」）は、「尋常小学校ニ二箇以上ノ學級ヲ設クル場合ニ於テ旧土人児童ノ員数一學級ヲ編成スルニ足ルヘシト認ムルトキハ旧土人児童ノ為ニ學級ヲ別ニスヘシ」「尋常小学校ニ於テ旧土人児童ノ員数二十名以上アルモ之ガ為ニ一學級ヲ編成シ難キ事情アルトキハ旧土人児童教育規程ニ依リ成ルヘク半日小学校ト為スヘシ」と定め、學級編制を「別」にすることを徹底させる内容になっている。

1904年1月、北海道庁は訓令第4号（「旧土人教育施設ニ関スル手続」）を発し、「旧土人保護法ニ依リ小学校ヲ設クヘキ場所」であっても「最寄ニ現ニ公私立小学校ノ設ケアルトキ」は、その地域のアイヌ児童の教育を「該町村又ハ私立小学校設立者ニ委託スル」という、アイヌ児童の「委託教育」を定めた。この訓令において道庁は、「普通教育ノ普及ハ最モ急速ヲ要スル所ナルモ經費予算ニ限リアリテ俄カニ其ノ施設ヲ拡張スルヲ得ス」という理由を挙げ、「旧土人ノ教育ハ一部ノ完全ヲ図ルヨリモ寧ロ全部ノ普及ヲ必要トスル」との判断により、「保護法」第9条の定める特設アイヌ学校設置の条件を満たす地域であっても、既に近隣に小学校が設置されている場合はアイヌ児童もそこに通わせることを求めた。この限りでは「經費予算ノ限」を「別学」の徹底よりも優先させている。

1908年3月、道庁は「特別教育規程」（北海道庁令第22号）「特別教授ニ関スル注意要項」（北海道庁訓令第28号）を制定し、「旧土人児童教育規程」「旧土人児童教育規程施行上注意要項」のほか「簡易教育規程」などの当時における“正規”以外の初等教育制度を特別教育規程に統一するかたちで廃止した。ただし条文を見る限りでは、「別学」の原則に関する限り、「特別教授ニ関スル注意要項」は、「旧土人児童教育規程施行上注意要項」をほぼそのまま踏襲している。

1916年12月、道庁は再度「旧土人児童教育規程」（北海道庁令第86号）及び「旧土人児童教育規程施行上注意要項」（北海道庁訓令第55号）を定めた。このときの規程は、アイヌ児童の就学年齢を7歳、修業年限を4年間とし、教科目から「地理」「歴史」「理科」を除くという、制度上の差別が際立つものだった<sup>1</sup>。しかしこと「別学」原則については、「旧土人児童ト其ノ他ノ児童ヲ區別シテ教授スル尋常小学校ニ於テハ」といった文言はあるものの、「區別」の徹底に関わる規定は管見の限りは確認できない。

1919年から22年にかけて、道庁はこの時点で21校あった特設アイヌ学校のうち8校を廃止し、以後、段階的に廃止を進め、特設アイヌ学校の児童を近隣の小学校に統合していく<sup>2</sup>。1922年には「旧土人児童教育規程」「旧土人児童教育規程施行上注意要項」を廃止、1923年8月発行の『北海道教育概要』では、アイヌ児童とシャモの児童との「混合教育ヲ徹底」する方針であると記している<sup>3</sup>。1937「保護法」改正による第9条の削除＝アイヌ学校特設制度の廃止により、制度上は「別学」を“解消”し、今日に至っている。

以上の経緯を概括すれば、近代北海道におけるアイヌ児童に対する教育制度は、当初は「別学」原則を強く規定しつつ、政策の展開にともない漸進的に廃止された、とすることができよう。またその間でも施行の実態においては「經費予算」による強い制約を受けていたことが予想できる。とはいえ、これらはあくまでも、制度の変遷から見た概括的な見通しにとどまる。ここまでの概観は、制度の実

態、とりわけそれぞれの学校でアイヌ児童がどのような状態に置かれてきたのか、という問題の検討のとは口に過ぎない。

本稿は、個々の地域・学校の実態に即して近代アイヌ教育史を捉えなおすという筆者の研究課題の一環として、この原則の実態を解明することを目的としている。本稿の表題は、この原則を象徴する存在であった特設アイヌ学校の校名に「第二尋常小学校」が多く見られることに改めて注意を払い、という問題関心に基づいている。本稿を通して筆者が持った認識をやや先取りしておけば、「第二」という名称は、単なる順序を示すものではなく、少なくともアイヌ学校の場合は、そこに或る序列が厳然と存在したことの露出だと思うのである。

## 1-2 先行研究の総括

アイヌの回想や言論活動の記録などを見ていけば、学校・教育に関わる様々な体験——差別や迫害を蒙ったこと、就学・通学・進学への意思と尽力、学校に通えなかった諸事情など——は枚挙に遑がない。そして筆者の見る限り、上記の制度の施行下——おおよそ1900年前後～1930年代——に学齢期であった者の体験や、当時の主張・要求の多くは、何らかのかたちで「別学」原則と関わっている。

しかしこれまでの従来の近代アイヌ史の叙述では、特設アイヌ学校の存在は必ずと言ってよいほど取り上げている。しかし「別学」原則に関わる問題についての論及は乏しい<sup>4</sup>。

そのような中で、高倉新一郎『アイヌ政策史』（初版1942年、新版1972年）は、「保護法」及び「旧土人児童教育規程」によるアイヌ教育について「できる限りこれ〔アイヌ児童〕を分離して教育させようとしたのである」<sup>5</sup>と「別学」原則（高倉の表現は「分離教育」）の存在に触れている。しかし高倉は、この「別学」原則の成立について、1890年代の教育関係者によるアイヌ教育に関する議論を紹介し、「これらの議論は、いずれも、両者の生活程度の相違、能力の相違から見て、アイヌ子弟を内地人子弟と混同して教育することの不可を主張」していたと述べ、ここに「別学」原則の所以を求める。高倉の論述は、当時の教育関係者の主張をほぼそのまま受け容れ、アイヌ児童の「生活程度」「能力」に「内地人」との「相違」があったことをもって「別学」導入の理由だとすることに特徴がある。高倉は、1937年の「保護法」改正による制度の“解消”について、その理由を「著しく同化の程度をすすめたアイヌは、最早分離教育をする必要もなくな」ったからだ<sup>6</sup>と述べるが、アイヌとシャモとの間の「相違」ゆえにアイヌ児童を「分離」したのだ、とするならば、「同化」の“進捗”による「相違」の“縮小”をもって「分離」が“解消”されるのは、こと高倉の述べる筋道の中では一貫していることになる<sup>7</sup>。

竹々原幸朗は、「保護法」と「旧土人児童教育規程」によるアイヌ教育制度について、「教育形態において「旧土人」小学校—分離教育—という独自の学校制度を設定しながら、教授法・教育内容は、同化の推進という視点から第三次小学校令に準拠した、「内地延長主義」を基本としていた」<sup>8</sup>と指摘し、「別学」原則を近代アイヌ教育制度の重要な特徴の一つとして位置付けた。また、高倉が依拠した当時のアイヌ教育をめぐる雑誌・新聞上の議論について「これらは、〈日本人〉児童とアイヌ児童との民族と言語の違いを認めず、前者の学力を基準に後者の学力をはかり、それを能力のおくれ＝学力の差にすりかえる教育認識の方法に支えられていた」<sup>9</sup>と述べ、これらの議論が「別

学」制度の背景あったとしつつも、議論そのものについては、その土台にある「教育認識」のところから批判的に捉える必要を強く論じている。

筆者は、「別学」原則の重要性を指摘し、かつ、これをめぐる当時の議論を批判的に捉える必要を述べた竹々原の主張に基本的に同意する。しかし同時に、重要な問題だと考えるからこそ、この問題をより掘り下げて調べ・考える必要があると考える。例えば、高倉・竹々原ともに「別学」原則の存在を指摘はするものの、その実態の把握はほとんど行っていない点に、検討の余地があると思うのである。「別学」原則なるものはどのような状況のもとで制度化され、運用の実態はどうだったのか。これらを検討し直すことで、もっぱら当時の雑誌・新聞の議論を資料に用いてきた<sup>10</sup>従来の議論を克服して、この原則の成立の背景や、原則が“解消”される契機やその意味などを捉え直すことができるのではないか。こうした作業を通して、近代アイヌ教育史における「別学」の問題についての考察を進めることが必要ではないか。

上述のとおり、アイヌの体験記録には「別学」に関わる問題が頻出する。しかしながら、これらの体験記録を援用して「差別」「排除」あるいは「同化」を論じた記述は数多あるが、他方で、それらの体験がどのような制度や施策を背景とし、アイヌ児童の置かれたどのような状態によるものなのか、という問題は深められていないと言ってよい。筆者が今回のテーマを志したのは、「別学」原則そのものの解明の必要性とともに、このような、“当事者の体験”に対して教育史研究が提示していくべきことは何か、という問題関心が一つの契機になっている<sup>11</sup>。

### 1-3 本稿の課題と構成

筆者もこれまでに、「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」下のアイヌ学校」（『北海道大学教育学部紀要』第 58 号、1992 年）及びこれらを補訂・改稿した『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、1997 年）において、「別学」原則の実態」に一節を割き、特設アイヌ学校の設置のされ方の諸類型と、それぞれの場合におけるアイヌ児童の「別学」「共学」の状態に関する幾つかの事例を挙げ、それらの実態の叙述を試みてきた。

また「学校ができ、そこに子どもが通う—近代アイヌ教育政策史における学校の問題」（2007 年度歴史学研究会大会近代史部会報告、要旨は『歴史学研究』第 833 号、2007 年 10 月）では、この原則に関連する問題として、特設アイヌ学校の置かれた教育条件とこれに対するアイヌからの強い批判に着目し、特設アイヌ学校の校区に住むアイヌの中に他の学校への就学を要望する者がいると報じた新聞記事などを紹介した（この問題については本稿でも再度取り上げる）。

しかし、これまでの筆者の叙述は、制度の把握においても、学校の実態の把握においてもなお不十分であった。その不十分さは、言及の分量や「より詳しく検討する必要がある」といった次元ではなく、基礎的な事実確認の不徹底や、論点の提示にとどまっていた<sup>12</sup>状態に由来していると筆者は考えている。本稿は、かかる状態から自身の調査と考察を前進させ、嘗ての著述を書き改めるための作業でもある。

本稿では、「北海道旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」の制定・施行の頃から、「旧土人児童教育規程」の廃止（1922年）とアイヌ学校の特設制度の廃止（1937年）によって「別学」原則が制度上“解消”するに至る頃までを対象時期とし、先ず、改めてアイヌ児童の「別学」に関わる制度や施策、さらにはそれらの制度の制定前・後の議論などを把握し、「別学」原則なるものについての基礎的事実の確定を試みる。併せて、各特設アイヌ学校の設置のされ方などを整理し、当時のアイヌ児童の「別学」の状態の諸類型を確認しておく（以上がこの「Ⅰ」及び「Ⅱ」に該当する）。

その上で、それぞれの事例・場合におけるアイヌ児童が置かれた状態を押さえつつ、地域のシャモの意識や態度、そしてアイヌの要求などの解明を通して「別学」原則の実態とそれが持った意味についての検討を進めていきたい（「Ⅲ」「Ⅳ」）。

## Ⅱ 「別学」の諸類型

### 2-1 「別学」をめぐる議論 —— 制度制定の背後・基底にあるもの ——

#### 2-1-1 「北海道旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」制定当時

Ⅰで述べたとおり、「保護法」第9条はアイヌ学校を特設し得ることを定めているのみであり、「旧土人児童教育規程」もアイヌ児童とシャモの児童とを「二部二分」つことができると定めているのみだが、「旧土人児童教育規程施行上注意要項」を見れば、「別ニスヘシ」〔圈点は筆者による。以下特に断りのない限り同様である〕「成ルヘク」と、これが“原則”であることを強く打ち出すかたちになっている。

下記の①②の文章は、これらの制度の制定までの過程で新聞・雑誌上で唱えられた議論の中でも、制度の制定に直接与えた影響が比較的大きいと推測できる報告の中の一節である。

#### ①

あいぬ密集ノ部落ニ特別ナルあいぬ学校ヲ設ケント欲セハ凡二十一所ヲ立テシコトヲ要ス。虻田地方一校、室蘭地方一校、幌別地方一校、鶴川沿岸二校、沙流地方三校、静内様似地方各一校、十勝原野二校、白糠一校、弟子屈、色丹、斜里、山網走、声間、上川、遊楽部、厚岸ニ各一校ツ、ヲ建築スルトキハ教育ノ普及尽セリト謂フヘシ。此二十一所ニシテ一校ノ常経費ヲ平均二百円トスルトキハ総計四千二百円トナルヘシ。此中ヨリ五百円ヲ減シテ残リタル三千七百円ハ新ニ増加セル費用ナリ。此増加ヲ以テあいぬ教育ノ実効ヲ奏スヘキヲ信ズルナリ。之ヲ上策トス。此策ニシテ行ハレザルトキハ、更ニ一歩ヲ譲リテ建築費ト教員ノ俸給額ヲ補助シ其雜費額一ヶ年凡三十円ヲ各部落ニ分割スヘシ。戸長ノ注意ニ依リテ之ヲ徴収スルコト難キニアラサルヲ信ス、若シあいぬヨリ授業料ヲ徴収スルトキハ入学ヲ減少スルノ恐アルヲ以テ得策ニアラズ故ニ之ヲ全廃スヘシ。之ヲ中策トス。此策ニシテ未ダ時期ニ熟セストスルトキハ、更ニ数歩ヲ譲リテ校舎ノ数ヲ減ジ、唯虻田地方幌別地方鶴川沿岸様似十勝原野山網走上川遊楽部白糠各一校沙流地方二校合計十一校ニ止メ、其他ノ諸校ハ午前午後ノ二課ニ分チ、午前ハ和人ノ

為メニ教授ヲ施シ午後ハあいぬノ為メニ授クルトキハ補助金亦殆ント半減スヘシ。而シテ十一校ノ補助亦新築費ト教員ノ俸給ニ止ルモ可ナリ之ヲ下策トス。此三策中一ヲ採ラザルトキハあいぬ教育ノ実効ヲ掌クルコト能ハザルヲ信ス。<sup>13</sup>〔下線は筆者による。以下特に断りのない限り同様である〕

②

(一) 和夷混合教育の利害

和人児童と旧土人児童とは其性質、風俗、習慣等等しからざる処あり、且両児の情交も宜しからず学力にも差異の点あり〔中略〕然るを同一教室に列せしめ同時に諸科を教授するは頗る難事たるのみならず寧ろ教育法として視るへからず。〔中略〕全然違性の児童を同一に混合教授するは到底不得策と為す、故に土人を単独に教育すれば庶幾くは教育の効果を視るに至らん。〔中略〕

(八) 和土両童ある学校

校舎の教室を二つにし〔中略〕而して児童を土和人に教室に分ち一人の教員にて受持ときは、午前午後に別ち一教室は午前に於て教授し一教室は午後に於てすへし。短日の節は、一二時間、土和同時に教授するも日課表の調整法宜しきを得れば大なる不都合なかるへし。然れとも両児童多数にして准教員を置くことを得は、是に越したることなく何れも完全の教授を受くるを得へし。〔後略〕<sup>14</sup>

それぞれに、「特別ナルあいぬ学校」の設置を「上策」とし、「和土両童ある学校」では「二課二分」けることや「校舎の教室を二つに」分けることを強く求める論調が明白である。その理由として、②は露骨に、アイヌとシャモとは「其性質、風俗、習慣等等しからざる」「両児の情交も宜しからず」「学力にも差異の点あり」と述べる。①も、その冒頭部分で、「一旦和人ノ雑居スルニ及ビテ〔アイヌ児童は〕早晚退校ノ悲ムヘキ現象」があることを挙げ、「庁立ノあいぬ学校ヲ起」こすことを求める。アイヌ学校を「十一校」のみ設置する「下策」でも、シャモの児童とアイヌ児童とを午前・午後で分ける「別学」の実施を主張する。①の本文は「あいぬノ無智ハ天性ニ出ツ」との言葉で始まる。ここでも、「別学」を求める根底にアイヌに対する蔑視があることは明瞭である。

1890～1900年前後の『北海道教育雑誌』『北海道教育週報』などは、教員や行政関係者によるアイヌ教育の制度や教授方法に関する記事や論考を多く掲載した。それらの中に、上記①②と同様の議論を頻繁に見出すことができる。

## 2-1-2 「委託教育」制度と「別学」原則の“変貌”

1904年1月に道庁が発した訓令「旧土人教育施設ニ関スル手続」は、Iで触れたとおり、特設アイヌ学校にかかる経費を極力節減することを求め、特設アイヌ学校設置の“基準”を満たす地域であっても既設の学校へアイヌ児童の教育を「委託」し得ることを定めた。当初の「別学」を原則と

するという方針の“転換”を、制度の文言上でも公然と表明するものでもあった。

もっとも、アイヌ教育の経費を節減する姿勢は、当局者の中にむしろ一貫して見られることでもある。特設アイヌ学校の設置は、当初から地域の住民（特に地域のアイヌ）の「寄附」や「労力」の提供に大きく依拠しながら進行していた。アイヌが学校の設置を要望しても当局が予算の不足を理由に応じてくれなかった、との記録もある<sup>15</sup>。「旧土人児童教育規定施行上注意要項」が求めた「二部二分」ける教授や「半日小学校」についても、筆者の管見の限りでは音更の例を知るのみである。「別学」原則は、こと学校の設置や二部授業などの予算や教員の“負担”を伴う措置については、必ずしも徹底されてはいなかったと見るべきであって、1904年の訓令にいう「経費予算ニ限りアリ」との理由で特設アイヌ学校の経費を“抑制”する姿勢は、方針の転換ではなく実態の追認と言わなければならない<sup>16</sup>。

この訓令に則していま少し述べておくと、ここで当局が“憂慮”しているのはあくまでアイヌ児童の就学率（訓令は冒頭で「全ク無教育ニ過クルモノ旧土人学齡児童全数ノ過半ヲ占メ」と危機感を示す）であり、これを「向上」させる際に“配慮”している相手は関係する町村の財政（訓令は「然ルニ義務教育経費ノ負担ハ制度上其町村ニ属スルモノナル」とも述べている）だということである。

北海道庁が1916年に定めた第2次「旧土人児童教育規程」「旧土人児童教育規程施行上注意要項」は、これも上述のとおり、修業年限や教科目、就学開始年齢にもシャモとは明確な差異を設けた制度だったが、こと「別学」の徹底については、1901年の「規程」や「注意要項」のような文言は見られない。アイヌ児童がシャモの児童と“共学”している場合についても、1916年の「注意要項」は、「一般ノ小学校ニ於テ僅ニ数名ノ旧土人児童ヲ収容セル場合ニ於テ々其ノ教科目ノ適用ヲ異ニスルカ如キハ到底煩ニ堪ヘサル」と述べ、アイヌ児童が「僅」かである場合は「別学」の措置をせずとも「教授ノ際適宜注意ヲ加」えればよい、とした。

ここに至って、「別学」原則は、制度上でも、その徹底を謳うことからの“変貌”を見せた、と言えるだろう。とはいえ、Ⅰでも述べたとおり、これらのことがアイヌ児童にとっての「別学」原則の問題が軽微になったことを意味するとは限らない。このことについてはⅢ以下で検討する。

〔補註〕ここで本来問題にすべきことは、「別学」の“前提”となる、「行政は、アイヌの児童とシャモの児童とをどのようにして判別し、把握（記録）していたのか」ということである。この問題について筆者の調査はなお不足しており、とても詳述できる状態ではない。しかし既往のアイヌ教育史研究でもこの点を取り上げることは稀であった<sup>17</sup>ことを踏まえ、本稿では、あくまで差し当たっての論点整理として、①行政及び学校では、アイヌ児童をどのように「区別」し「記録」していたのか ②これらの行政上の措置における「アイヌ」の定義如何 の2点について略述する。なお、これらの問題は二つともに、「アイヌ」をどのように定義し、他と“区別”するのか、という問題として展開した<sup>18</sup>ことは、議論の前提として銘記しておくべきことである。

#### ① 行政及び学校における「区別」と「記録」

道庁が、「別学」を制度として定めているばかりでなく、『北海道庁学事年報』『北海道庁統計書』



ではアイヌ児童の就学・出席状況の統計を掲載している（例えば 1901 年 3 月 31 日北海道庁訓令第 18 号「学事年報取調条項及諸表様式」）では、第一号表（学齢児童就学状況）について「旧土人ニ係ルモノハ更ニ表ニ調製スヘシ」としている）ことなどを見れば、「アイヌ」児童を判別し記録することを、学校、市区町村、道庁などの機関が行っていたことは間違いない。一方で、これも管見の限りではあるが、「学齢児童就学ニ関スル規則」（1903 年 12 月 5 日北海道庁令第 116 号）などの条文を見ても、北海道庁の定める学齢簿、学籍簿には、その児童がアイヌ児童であることを記載する欄や凡例は確認できない<sup>19</sup>。

## ② 行政によるアイヌの「定義」

これも筆者の管見の範囲ではあるが、「北海道旧土人保護法」制定時における、同法の対象となる「アイヌ」の“定義”について、下記のような北海道庁からの照会と内務次官名による回答及びそれを踏まえたと思われる通牒を確認できる<sup>20</sup>。

〔北海道庁長官から内務省へ照会 1900 年 6 月 5 日付け〕

旧土人保護法ニ依リ保護セラルヘキモノハ旧土人ノ家系ニ依ルヘキ義ト心得可然哉

〔内務次官回答 同年 6 月 9 日付け〕

土人保護ノ件家ノ系統等ハ分明ナラスト認ム依テ誰人モ土人ト認ムヘキモノニ限り保護セラルヘキ義ト御承知有之度命ニ依リ申進ム

〔北海道庁長官から内務省へ再照会 1900 年 6 月 16 日〕

北海道旧土人保護法ニヨリ保護セラルヘキモノハ旧土人ノ家系ニ依ルヘキヤ否ニ付本月五日伺ニ対シ同九日付電報ヲ以テ右の家ノ系統分明ナラスト認ムルニ付誰人モ土人ト認ムヘキモノニ限り保護セラルヘキ義ト承知可致旨御省次官ヨリ依命御通牒相成候処、旧土人ト常人トノ間ニハ今日ニ在テモ人事上ノ関係不少シテ将来益々其ノ関係錯雑ニ可立至有様ニシテ其ノ家ノ系統ニヨラス人ニ依リ区別スヘキモノトセハ取扱上甚タ困難ヲ来シ疑義不少候ニ付、左ニ例ヲ掲ケ候条至急何分ノ御明示相成度

第一 旧土人ニシテ常人ノ養子女若ハ婿、妻トナリタル者アルトキハ単ニ其旧土人ノミ保護セラルヘキ義ニ候哉

第二 之ニ反シ常人ニシテ旧土人ノ養子女若ハ婿、妻トナリタルモノアリタルトキハ該常人ハ保護ノ限ニ無之哉

第三 常人ニシテ旧土人養子女若ハ婿、妻トナリタル者保護法第一条第二条第三項ノ土地ヲ相続ニヨリ譲受ケタル場合ニ於テハ保護法第二条各項ノ制限ニヨルヲ要セサル義ニ候哉

第四 之ニ反シ旧土人ニシテ常人ノ養子若ハ婿、妻トナリタルモノ相続ニ因リ譲受ケタル土地ハ保護法第二条第一項第三項ノ制限ニ従フヘキ義ニ候哉

第五 常人ニシテ旧土人ノ養子女若ハ婿、妻トナリタルモノ家督ヲ相続シ戸主トナリタルトキハ旧土人共有財産ノ利益ヲ受クル能ハザル義ニ候哉、随テ該財産管理ノ費用ヲ分担スル義務無之義ニ候哉

第六 常人ト旧土人トノ間ニ生レタル子ハ貴族院議事速記録政府委員ノ答弁ニ依レバ保護法ニヨリ保護セラルベキモノニ有之候処、右ハ常人ノ家ニ居ルト旧土人ノ家ニ居ルトヲ問ハズ均シク保護セラルベキ義ニ候哉

第七 前項間ノ子ト常人トノ間ニ生レタル子ニ對シテモ尚保護セラルベキ義ニ候哉

〔内務次官通牒 同7月〕

旧土人保護法ノ義ニ付客月一六日内地第一四七六号ヲ以テ疑義ノ件御伺出ノ処、右ハ左ノ通御承知相成度、依命此段及通牒候也

第一項第六項 御意見ノ通。但シ第一条第四条ノ保護ハ旧土人ニ於テ戸主タルトキニ限ル

第二項 御意見ノ通。但第七条ノ保護ハ父母ニ於テ旧土人ナレハ其ノ子弟ノ常人ナルヤ否ヤヲ問ハズ

第三項 御意見ノ通。第四項ハ第二条第三項ノ制限ニ從フヘキモノトス

第五項 宮内省御下賜金ノ如キ性質ニ属スルモノハ御意見ノ通ニテ可然ト雖モ十勝土人共有財産ノ如キ性質ニ属スルモノハ無論繼承スルモノトス

第七項 何人ガ見ルモ旧土人ト認ムベキモノニ限り保護セラルベキモノトス

道庁からの再度の照会にある、「将来益々其ノ関係錯雑ニ可立至有様」「取扱上甚タ困難ヲ来シ疑義不少候」といった文言は、行政上で「アイヌ」を区別することが「困難」になっており、最初の内務省の回答ではとても“実務”を執行できないという担当者の焦燥を窺わせる。

この照会の「第六」にある「貴族院議事速記録政府委員ノ答弁」とあるのは、同法を制定した第13回帝国議會貴族院本會議の中で、「近頃間ノ子ガ澤山出来テ居リマスガ間ノ子ハ土人ノ方ニ御入レニナリマスカ、土人ノデナイ方ニ御入ニナリマスカ」との質問、すなわちアイヌとアイヌ以外の者との間に生まれた子どもの取り扱いに関する質問があったことを指す<sup>21</sup>。政府委員白仁武の答弁は、「間ノ子ト云フコトガ分ッテ居リマスルモノハ土人ノ方ニ入レテ取扱フベキ事柄ガ起リマスレバ土人ノ方ニ入レテ取扱ヒマス」というものであった。結論としては、そのような子は「アイヌ」として取り扱うとしており、「政府委員ノ答弁ニ依レバ保護法ニヨリ保護セラルベキモノ」だとする道庁の理解は、この答弁を踏まえたものだろう。ただし白仁の答弁は、「間ノ子」であることが「分ッテ」いる場合であって、「土人ノ方ニ入レテ取扱フベキ事柄ガ起リマスレバ」つまり何らかの事由で「アイヌ」として区別すべきことがあったとき、という、やや微妙な留保を含んでいる。だからこそ道庁は、「第六」で「右ハ常人ノ家ニ居ルト旧土人ノ家ニ居ルトヲ問ハズ均シク保護セラルベキ義ニ候哉」と照会を重ね、さらに「第七」で「前項間ノ子ト常人トノ間ニ生レタル子」について問うたのだろう。そして、このような“混血”に関わって「アイヌ」の「範囲」を求める問題が、結局のところ「何人ガ見ルモ旧土人ト認ムベキモノ」という、曖昧さを残す規定にとどまらざるを得なかったことを、ここで確認しておきたい。

なお、これ以前にはどのような“定義”があったのか、今のところ筆者にはよくわかっていない。例えば開拓使が行政上アイヌを区分する呼称を「旧土人」と規定したのは1878年（11月4日付）開

拓使達第22号、本支庁宛て)であるが、このときの開拓使布達及びその前後の開拓使文書の中には、管見の限りでこの「旧土人」の定義に触れたものは見られない。

筆者の見落とし・調査不足は依然として否定できないものの、①②を通して、行政や学校における「アイヌ」の区別のあり方が、定義や規定の次元では曖昧なものを区別していることと、区別そのものは一貫して、学校(=個々の子ども)に即して行われていたことが窺えよう。

学校にも行政にも(ということは、おそらくはその学校のある地域社会にも)、“全体” “一般”の中から「アイヌ」を判別し区分する、というベクトルの視線が存在したこと、その定義は曖昧なまま(曖昧であらざるを得なかった、と言うべきだろう)であり、実定的な規定も不徹底(徹底させるほどの“手間”を、当局者は注がなかった、と言うべきだろう)になかにそのような視線が存在したことは、本稿の主題となる事象が如何なる磁場の上で展開していることなのか、という問題として、絶えず意識しておきたい。

## 2-2 別学の諸類型

Ⅲに入る前の作業として、いま一つ、この時期のアイヌ児童の「別学」「共学」のかたちを整理しておく。

まず、特設アイヌ学校におけるあり方を俯瞰する。

特設アイヌ学校の設置・廃止の経緯を「表1」にまとめた。経緯はそれぞれに多様であり、特設アイヌ学校として一括りにできるものではない。アイヌ児童が置かれた状態も、学校により様々である。その実態を検討するに当たり、特設アイヌ学校の設置の経緯を便宜的に類型化してみた。大きくは次の二通りに区分できる<sup>22</sup>。

- A 以前から設置されていた公私立の小学校を移管するかたちで特設アイヌ学校としたもの。  
(平取、元室蘭、春採、二風谷、累標、姉去、長知内、荷負、音更、第二伏古、井目戸)
- B 以前からその地域あるいは近隣の地域に小学校があったが、そこからアイヌ児童のみを分けるかたちで特設アイヌ学校を新設したもの。  
(上記以外の各校)

A、Bともに、特設アイヌ学校として設立または移管された時点では、生徒のほとんどがアイヌである。ただ、Aでは、当初から生徒の中に一定数のシャモの児童を含む場合がほとんどであり、かつ、後年しだいにシャモの移住者が増えるに従い、シャモの生徒数も増えていく。平取や元室蘭など、校区にシャモの市街が形成されたところでは、短期間のうちに、その人数がアイヌを凌駕していく。

Bでは、アイヌ児童のみを分けて学校を特設した、というその経緯からすれば設置当初の児童は全てアイヌだということであり、詳細は未確認であるものの、実際、設立当時は各校ともそのような状態だったようである。ただ、その後、シャモの児童が在学する例も幾つか見られるようになり、

【表1】特設アイヌ学校 沿革の概要

| 番号 | 学校名                                        | 特設アイヌ学校設置以前                                                                             | 設置                                                                                  | 設置後／廃止                                                                    | 出典                                                        |
|----|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1  | ひらとり<br>平取<br>(平取)                         | 1880:佐瑠太学校平取分校として設立、のち独立し平取尋常小学校となる。                                                    | 1901:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の公立平取尋常小学校を移管。)                                           | 1916:同一施設内に第一平取尋常小学校設置。<br>1919:廃止【統合】、生徒は第一平取尋常高等小学校へ。同校は平取尋常高等小学校と改称。   | 『平取町史』、『第一号 学校沿革誌』(平取尋常小学校)                               |
| 2  | しらおい<br>白老第二<br>(白老)                       | 1881:苫小牧学校白老分校として設立、のち独立し白老尋常小学校となる。                                                    | 1901:特設アイヌ学校新設【新設】。<br>既設の公立白老尋常小学校は第一白老尋常小学校と改称。                                   | 1937:廃止【統合】、生徒は白老第一尋常高等小学校へ。同校は白老尋常高等学校と改称。                               | 『新白老町史』、『沿革誌』(白老尋常高等小学校)                                  |
| 3  | もとむらみ<br>元室蘭<br>(室蘭)                       | 1881:常盤学校室蘭分校として設立、のち独立し元室蘭尋常小学校となる。                                                    | 1901:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の公立元室蘭尋常小学校を移管。)                                          | 1917:廃止【移管】、公立小学校となる。                                                     | 『沿革誌』(本室蘭小学校)、<br>『新室蘭市史』                                 |
| 4  | あぶた<br>虻田第二<br>(洞爺湖)                       | 1884:虻田学校として設立、のち虻田尋常高等小学校となる。                                                          | 1901:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>既設の虻田尋常高等小学校は虻田第一尋常高等小学校となる。                                 | 1921:廃止【統合】、生徒は虻田第一尋常高等小学校へ。同校は虻田尋常高等小学校と改称。                              | 白井柳治郎『虻田の旧土人教育』、『北海道教育史 全道編3』、『物語 虻田町史 第3巻 教育・文化編』(2001年) |
| 5  | うす<br>有珠第二<br>(伊達)                         | 1884:有珠学校として設立、のち有珠尋常小学校となる。                                                            | 1902:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>既設の有珠尋常小学校は有珠第一尋常高等小学校となる。                                   | 1921:廃止【統合】、生徒は有珠第一尋常小学校へ。同校は有珠尋常小学校と改称。                                  | 『沿革誌』(有珠第二尋常小学校、有珠小学校所蔵)                                  |
| 6  | しらねか<br>白糠第二<br>(白糠)                       | 1885:白糠学校として設立、のち白糠尋常小学校となる。1897:聖公会の私立学校設置、アイヌ児童が公立学校を「退去」。                            | 1902:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>(私立のアイヌ学校は1901年度で廃止。既設の白糠尋常高等小学校(1902年高等科設置)は白糠第一尋常高等小学校となる。 | 1933:廃止【統合】、生徒は白糠第一尋常高等小学校へ。同校は白糠尋常高等小学校と改称。                              | 『事始め白糠』、『白糠町史』。引用部分は『第一号 沿革誌 公立白糠尋常小学校』(白糠小学校所蔵)。         |
| 7  | はるとり<br>春採<br>(釧路)                         | 1891:聖公会による私立学校設立、私立春採尋常小学校となる。1904:委託教育実施校となる。1906:私立学校から釧路第三尋常小学校附属春採特別教育所に移管。        | 1906:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の釧路第三尋常小学校附属春採特別教育所を移管。)                                  | 1933:廃止【廃止】、生徒は釧路第三尋常小学校などへ。                                              | 『新釧路市史』、中村一枝<br>『永久保秀二郎の研究』                               |
| 8  | おかだ<br>岡田<br>(様似)                          | 1891:様似小学校岡二分教場設立。のち岡二尋常小学校となる。1904:委託教育実施地域となる。                                        | 1907:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>生徒は既設の岡二尋常小学校より分離。                                           | 1932:廃止【統合】、生徒は岡二尋常高等小学校へ。同校はのち岡田に改称。                                     | 『様似町史』、『様似の歴史とアイヌ民族』(北海道ウタリ協会様似支部、2006年)                  |
| 9  | にぶたに<br>二風谷<br>(平取)                        | 1892:平取小学校二風谷分教場として設立、のち二風谷尋常小学校となる。1904:委託教育実施地域となる。                                   | 1910:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の公立二風谷尋常小学校を移管。)                                          | 1927:同一施設内に二風谷特別教授場設置。1929:同校教授場廃止。<br>1937:廃止【移管】、公立小学校となる。              | 『学校沿革誌(一)』(二風谷尋常小学校、二風谷自治会『二風谷』)                          |
| 10 | るべしべ<br>累標<br>(むかわ)                        | 1893頃:鶴川尋常小学校累標分校として設立、のち累標尋常小学校となる。1904:委託教育実施地域となる。                                   | 1907:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の累標尋常小学校を移管。)                                             | 1929:同一施設内に穂別尋常小学校枠百分教場設置。1930同分教場廃止。<br>1937:廃止【移管】、公立小学校となる。            | 『新穂別町史』                                                   |
| 11 | あねあさ かみぬきべつ<br>姉去／上貫気別<br>にいけつぶ<br>(新冠／平取) | 1896頃私立学校設立も1897頃年廃止、この時期近隣に聖公会の私立学校もあり。<br>1901:姉去簡易教育所設置。(のち尋常小学校となったか。)              | 1903:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の公立学校を移管。)                                                | 1916:平取村上貫気別に移転、上貫気別尋常小学校と改称。<br>1937:廃止【移管】、1940まで国費負担を継続、同年度中に公立小学校となる。 | 『姉去簡易教育所 姉去尋常小学校沿革』(平取町立旭小学校所蔵)                           |
| 12 | ふしこ にっふ<br>第二伏古／日新<br>(帯広)                 | 1901頃:私立教育所設置。                                                                          | 1904:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>(私立学校の生徒を引き継ぐ。)                                              | 1919:日新尋常小学校と改称。<br>1932:廃止【廃止】、生徒は伏古尋常小学校、帯広尋常高等小学校へ。                    | 吉田巖『伏古の旧土人教育』、『北海道教育史 全道編3』                               |
| 13 | むこうべつ<br>向別<br>(浦河)                        |                                                                                         | 1902:特設アイヌ学校設置【新設】。                                                                 | 1910:廃止【移管】、公立小学校となる。                                                     | 『浦河町史』、『向別小学校閉校記念誌』                                       |
| 14 | おさちない<br>長知内<br>(平取)                       | 1902:長知内簡易教育所設置。<br>1917:尋常小学校となる。                                                      | 1903:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の長知内尋常小学校を移管。)                                            | 1937:廃止【移管】、1940まで国費負担を継続、同年度中に公立小学校となる。                                  | 『平取町史』                                                    |
| 15 | しんぴらが<br>新平賀／福満<br>みつ<br>(日高)              | (前身の簡易教育所があったか。)                                                                        | 1902:特設アイヌ学校設置【新設】。                                                                 | 1936:福満尋常小学校に改称？<br>1937:廃止【統合】、生徒は富川尋常高等小学校へ。                            | 『新門別町史』(1995年)、高橋直平『新平賀郷土誌稿』                              |
| 16 | めむろふと<br>芽室太<br>(芽室)                       | 1902頃:簡易教育所設置か。<br>1904:委託教育実施地域となる。                                                    | 1906:特設アイヌ学校設置【新設】。                                                                 | 1921:廃止【統合】、生徒は毛根尋常高等小学校へ。                                                | 『芽室町八十年史』                                                 |
| 17 | におい<br>荷負<br>(平取)                          | 1903:ボロサル簡易教育所設置、同年中に荷負簡易教育所と改称。<br>1904:委託教育実施地域となる。<br>1908:簡易教育所移転、跡地に地元有志による私立学校設置。 | 1908:特設アイヌ学校設置【新設(移管)】(既設の私立学校の校舎を移管。開校式1909。)                                      | 1917:同一施設内に第一荷負尋常小学校設置。<br>1937:廃止【統合】、生徒は第一荷負尋常高等小学校へ。同校は荷負尋常高等小学校と改称。   | 『郷土史におい』(北海道出版企画センター、1988年)                               |
| 18 | あつ茶<br>茶<br>(浦河)                           | 1898:野深に荻伏尋常小学校野深分校設置。のち野深尋常小学校となる。                                                     | 1904:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>(生徒は野深尋常小学校から分離。)                                            | 1937:廃止【統合】、生徒は野深尋常小学校へ。                                                  | 『荻伏百年史』、伊藤明『旧土人学校 公立姉茶尋常小学校の歩み』                           |
| 19 | らいつ<br>来札<br>(石狩)                          | (1885～86頃から、対雁(現江別市)に強制移住させられた樺太アイヌの来札付近への転住始まる。)                                       | 1904:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>(生徒は石狩尋常小学校若生分校から分離。開校は1905か。)                               | 1906:廃止【廃止】、樺太アイヌのほとんどが樺太に帰還したため廃止。(正式廃止は1907か。)                          | 『石狩町沿革史』(1909年)、<br>『北海道庁学事年報』                            |
| 20 | おとけ<br>音更／開進<br>(音更)                       | 1905頃:私設の教育所(のち音更特別教育所)開設。                                                              | 1906:特設アイヌ学校設置【新設(移管)】。(生徒は既設の特別教育所から。開校式は1907年。)                                   | 1918～20頃:「開進」に改称<br>1931:廃止【廃止】、生徒は音更尋常高等小学校及び下音更尋常小学校に。                  | 『音更町史』、『開進のあゆみ』                                           |

|    |                      |                                                     |                                                |                                                       |                                                                                        |
|----|----------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | べいごう<br>辺訪<br>(新ひだか) | 1895:延出尋常小学校設立。<br>1904:委託教育実施地域となる。                | 1906:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>(生徒は延出尋常小学校から分離。)       | 1922:廃止【統合】。生徒は延出尋常<br>小学校へ。                          | 『延小のあゆみ』、『三石町<br>史』                                                                    |
| 22 | いもつ<br>遠伝<br>(新ひだか)  |                                                     | 1907:特設アイヌ学校設置【新設】。<br>(生徒は市父尋常小学校などから分<br>離。) | 1921:廃止【廃止】。生徒は市父尋常<br>小学校及び高静尋常高等小学校<br>に。           | 『増補改訂 静内町史』、梅<br>木孝昭(編)『アイヌ伝道者<br>の生涯』                                                 |
| 23 | いもつべ<br>井目戸<br>(むかわ) | 1907:鶴川尋常小学校の井目戸分教<br>場設置。                          | 1912:特設アイヌ学校設置【移管】。<br>(既設の分教場を移管。)            | 1919:廃止【移管】(1922との説もあ<br>り)。鶴川尋常高等小学校井目戸特<br>別教授場となる。 | 『汐見二区沿革史 大地は<br>語り継ぐ』(汐見二区自治<br>会,1987年)                                               |
| 24 | もとかんべ<br>元神部<br>(新冠) | 1905:沙流郡門別村赤無に委託を<br>図るが「中間ノ大河[厚別川] 幼児ノ<br>徒渉ヲ許サス」。 | 1909:特設アイヌ学校設置【新設】。                            | 1920:廃止【移管】。日新尋常高等小<br>学校の特別教授場となる。                   | 『新冠町史』(1966年、引用<br>部分は同書中の「元神部小<br>学校創立当時の状況」より。<br>この資料は同校の沿革誌と<br>思われるが原資料は未確<br>認。) |
| 25 | 上川第五<br>** (旭川)      | ほろえい<br>豊栄                                          | 1910:特設アイヌ学校設置【新設】。                            | 1923:廃止【廃止】。生徒は北門尋常<br>小学校及び近文尋常小学校に。                 | 『旭川市史』、『新旭川市史』                                                                         |

**出典**

・小川『近代アイヌ教育制度史研究』の表0-1(特設アイヌ学校設置・廃止概況)、表7-1(特設アイヌ学校廃止状況一覧(1937年以降)及び資料編の「アイヌ学校沿革等概略」をもとに、各校の「出典」欄に記した文献を参照して作成した。なお、「出典」欄の文献名は、煩雑さを避けるため、自治体史など発行者の比較的明白なものを中心に、書誌の記載を割愛した。

**凡例**

・「学校名」欄には特設アイヌ学校当時の校名を記載した。校名からは「尋常小学校」等の字句は割愛した。「／」は校名の改称があったことを示す。( )内には当該学校が所在した市町村名(現在のもの)である。  
・「特設アイヌ学校設置以前の状況」欄には、当該学校の通学区域に相当する地域における、特設アイヌ学校設置以前の学校の設置・廃止の概要を記載した。ただし、特設アイヌ学校に直接関係する学校を中心に記しているため、私塾のような教育施設については割愛したところもある。  
・「設置」欄では、特設アイヌ学校設置のかたちを、「移管」(既設の学校を移管するかたちで開校したもの)と「新設」(左記以外のもの)に大別して示した。  
・「設置後／廃止」欄では、特設アイヌ学校設置後の校名改称などの沿革の概略を記載するとともに、上と同様に廃止のかたちを類型化して示すため、「移管」(公立の学校に移管)、「統合」(近隣の公立小学校に統合)、「廃止」(特設アイヌ学校廃止後、生徒は複数の学校に分散)に大別した。

**注**

\* 新平賀は1936年に「福満」に改称したとの記録があるが、1937年「北海道旧土人保護法」改正に際して北海道庁が作成した特設アイヌ学校廃止に関する資料ではこの改称を確認できない。改称が非公式なものにとどまったか、または北海道庁の資料が改正を反映していないか、いずれかの可能性が考えられるが、現在のところ筆者には確定できない。

\*\* 旭川のアイヌ学校は、「北海道旧土人保護法」ではなく「旭川町土人保護規程」(のち「旭川区土人保護規程」)による設置であるが、学校の性格は「保護法」によるものと同様であることからここに含めた。

向別のように、シャモの児童が相当に多くなったと推測される例もある。

1905 年当時のアイヌ教育に関する当局者の報告書にも、こうした生徒数の割合の多様性に触れた部分があるので以下に引用する。

尤旧土人児童数ハ学校ニヨリテ多少一ナラス、日高国二風谷尋常小学校ノ如キハ、一人ノ和人児童ヲ有スルノミニシテ其他三十八名ノ在籍児童ハ皆旧土人ヨリ成レハ、事実上旧土人学校ト称スヘク、其他鶴川沿岸ノ累標ノ如キ沙流川沿岸ノ各簡易教育所ノ如キハ皆旧土人児童却テ和人児童ニ愈〔まさ〕レトモ、其他各尋常小学校又ハ簡易教育所ニアリテハ旧土人児童数極メテ少ナクシテ和人児童数ノ幾分一二過キス。例之ハ日高国高静尋常高等小学校ニアリテハ尋常科児童六十三人中二十三人ノ旧土人児童アリ是等ハ割合ノ多キ方ニシテ其他ハ五分ノ一、七分ノ一、十分ノ一等ニ減少シテ甚シキハ一、二名ノ在籍アレトモ殆ト出席児童ノ有名無実ナルモノアリ<sup>23</sup>

この報告が伝える 1905 年時点では、二風谷も累標も特設アイヌ学校への移管前であった。言い換えれば、特設アイヌ学校ではなくても、生徒の過半ないしほとんどをアイヌ児童が占める学校は存在したということでもある<sup>24</sup>。また、引用部分末尾の「出席児童ノ有名無実」との言葉は、圧倒的な少数者となっているアイヌ児童の中には、学校にほとんど通わない（通えない）者がいた可能性を想像させる。

上記を踏まえ、この時期のアイヌ児童が通った学校を、特設アイヌ学校以外の場合も含めて再度類型化しなおすと、おおよそ次のようになる。

- ① おおむねアイヌ児童のみの学校：主に前記Bの特設アイヌ学校。なお、このような学校でも、近隣（同じ通学区域内）にシャモの児童が通う学校があることに留意しておきたい。
- ② アイヌ児童が多数を占める学校：主に上記Aの学校がこれに当たり、特設アイヌ学校以外でも該当する学校があったと推測できる。ただし、多くの学校で、時代を経るに従い、シャモの児童が増加していく。
- ③ アイヌ児童が少数ないし圧倒的少数の学校。①②以外の学校がこれに当たる。もちろん②と③の“境界”は曖昧だが、特設アイヌ学校はその数をもっとも多かったときでも 20 校程度であり、かつ、アイヌ児童の過半はそれ以外の小学校に就学していたことからすれば、アイヌ児童が就学していた学校のほとんどは③に属する。前掲の資料にいう、「他ハ五分ノ一、七分ノ一、十分ノ一等ニ減少シテ甚シキハ一、二名ノ在籍」が、アイヌ児童の過半が置かれた状態だったのである。

1901 年の「旧土人児童教育規程」及び「旧土人児童教育規程施行上注意要項」がアイヌ児童の学級編制を「別」にすることを求めたのは、②でシャモの児童数が多い場合か、または③で、アイヌ

児童数が一定以上である場合になる。

ここで名称の問題にも触れておく。

学校の校名に「第二」を冠したアイヌ学校は、特設アイヌ学校のうちBに属するものに多く見られる。また、Aの第二伏古の場合、近隣に「伏古」の名を冠した学校があり、同じく音更でも後から同じ地域名を冠した学校が設置されたが、これに伴い、第二伏古は日新に、音更は開進へと改称した。これら二校の改称は、近隣の学校との名称の“混同”を避けるため、アイヌ学校の側が改称するという点で共通している。さらに、Ⅲでも少し触れるが、Aの平取、荷負、二風谷及びBの累標では、後にシャモの児童が増加したことに伴い、同じ校舎の中に特設アイヌ学校とシャモの子どもを対象とした小学校とを併設したことがある。その際、平取と荷負ではシャモの子どもを対象とした小学校も「平取」「荷負」の名を冠した<sup>28)</sup>が、どちらも、シャモの学校のほうが「第一平取」「第一荷負」を名乗った。

一つの町村内で第一、第二、第三…の名称が付いた小学校は各地に見られる。しかしことアイヌ学校との関係で、シャモの側が「第二」を名乗った例を筆者は知らない。このようなところに、アイヌとの関係で自らの位置が「第二」であることを認めようとしめないシャモの意、あるいは、そのような意識をもたらす地域のシャモの置かれた状態が窺える、と筆者は考えている。

### Ⅲ 「別学」の実態

以上を踏まえ、アイヌ児童の「別学」に関わる様々な事例について検討する。ここでも、筆者の調査がなお途上であるため、多くの留保や推察を含まざるを得ないが、筆者が確認できた限りでの各地の学校の事例に則して、幾つかの類型に分けて報告する。

#### 3-1 一つの学校の中で教室を分けた例

1901年「旧土人児童教育規程施行上注意要項」では、「尋常小学校ニ二箇以上ノ学級ヲ設クル場合ニ於テ旧土人児童ノ員数一学級ヲ編成スルニ足ルヘシト認ムルトキハ旧土人児童ノ為ニ学級ヲ別ニスヘシ」と規定しているが、実際にこの措置をとった学校はあまり見られない。より広く、丁寧に調べればなお事例は増えるかもしれないが、差し当たり筆者が確認できたのは次の各校である。

##### 3-1-1 特設アイヌ学校で、アイヌ児童の教室を分けた例

1902年2月に行われた元室蘭尋常小学校の「卒業証書及学習証書」の授与式の様子を報じる記事は、同校の学級編制について以下のように記している。

アイヌ学校の嚆矢として聞えたる室蘭支庁管内元室蘭尋常小学校に於ては去二十四日午前十時卒業証書及学習証書を授与し〔中略〕旧土人卒業生山根留太郎和人卒業生太田常之助の答辞あり。〔中略〕

因に記す同校は明治三十四年四月一日公立学校を買上げ旧土人学校とせしが、爾後村民和人の請願に依り和人児童教育の囑託を諾し、目下は旧土人教室及和人教室を単級教場二箇あり〔中略〕職員は校長泉致廣氏外代用教員三名あり、生徒は旧土人六十名和人五十七名なり。<sup>26</sup>

同校にシャモの児童が在籍しているのは、同校が既設の小学校を移管するかたちで特設アイヌ学校となった（上記 2-2 で区分した A にあたる）ことを反映していよう。記事は、移管後も「村民和人の請願」を受けるかたちで「和人児童教育の囑託」を行い、その際、アイヌとシャモとでそれぞれ「単級教場」を編成していたと報じている。同校のこの頃の生徒数はアイヌとシャモとではほぼ同数であり、かつ、校長のほか代用教員 3 名が在籍していたことが、この措置を可能にしたと考えられる。同校に関する 1908 年の記録にも「旧土人部」「和人部」との表現がある<sup>27</sup>ので、少なくともこの頃まではこの学級編制を継続していたようである。ただし同校は、1917 年に特設アイヌ学校から公立に移管されており、このときこの学級編制も“解消”された可能性がある。少なくとも、後年の記録では、このような学級編制を実施していた記録は確認できない<sup>28</sup>。

### 3-1-2 特設アイヌ学校以外の学校の例

以下に引用するのは、『新門別町史』における、日高地方沙流郡門別村（現日高町）厚別尋常小学校に関する記録である。

厚別小学校は児童数が年々増加し、大正 3（1914）年には 150 名に達した。この年の 5 月から 3 学級編制となった。沿革誌によると「第一学級・尋一、五、六学年、第二学級・尋二、三、四学年、第三学級（旧土人学級）尋一、二、三、四、五、六学年」となっており、和人子弟と分離して学級編制が行われている。この編制は大正 6（1917）年には廃止されている。<sup>29</sup>

ここは、地域内の賀張村など数カ所にアイヌの集落があり、1886 年、北海道庁は「勸農」策により賀張村や菜実村のアイヌを厚別村に移転させたが、移転後のアイヌの居住地は厚別村内にありながら「カバリコタン」と呼ばれたという。その後一部の者は賀張に戻ったとされるが、この時期、地域でアイヌの人口がもっとも多いのはこの「カバリコタン」だったと見てよい<sup>30</sup>。この間、この地域にもシャモの移住者が入り、その人口が増加してきたところである。

同校について併せて注意を払うべきは、その通学区域の変遷である。以下に、『新門別町史』が紹介する厚別尋常小学校の「通学区域」の変遷を略述する。

1897 年 門別尋常小学校厚別分校設置。通学区域は厚別村、賀張村、慶能舞村<sup>けのまい</sup>。

1900 年 厚別尋常小学校として独立。通学区域は厚別村、賀張村、慶能舞村、菜実村。

同年 4 月から慶能舞簡易教育所開設、慶能舞村は同教育所の区域となる。

1901 年 厚別村の赤無<sup>あかむ</sup>に簡易教育所開設、校区の東部の児童は赤無に通学。厚別尋常小学校の通学区域は厚別村の「浜」、「賀張古潭」及び賀張村となる。



- 1904年 賀張村に簡易教育所開設。賀張村の児童は同教育所へ。「賀張古潭」のアイヌ児童と、厚別村「浜」のシャモの児童のみ、引き続き厚別尋常小学校へ。
- 1906年 厚別尋常小学校の校区に、厚別村「浜」、「賀張古潭」のほか賀張村「浜」が加わる。賀張村「浜」地区に漁業者が多く定住するようになったためという。
- 1911年 厚別尋常小学校の児童数増加により、「賀張古潭」の児童を赤無簡易教育所に移す。
- 1913年 赤無簡易教育所を合併。「賀張古潭」のアイヌ児童はふたたび厚別尋常小学校へ。<sup>31</sup>

1911年の措置は、「賀張古潭」（上記の「カバリコタン」を指すと思われる）の扱われ方が、近隣のシャモの通学・就学の“都合”に左右され得るものだったことを示唆していよう。

また、1908～17年における厚別尋常小学校に就学するアイヌ児童数は〔表2〕のとおりである<sup>32</sup>。

個々の年度の数字の変動について今の筆者にはその理由や内訳を把握できないところも多い<sup>33</sup>が、上記の通学区域の変遷と重ねてみると、1910年度末の退校者は1911年度からの赤無簡易教育所への児童の“移転”によるものと推測でき、1914年からの3学級編制は、「賀張古潭」のアイヌ児童を再度同校に“編入”したことが契機である可能性がある。

1917年度の卒業生が11名と極端に増加しているのは、アイヌ児童の修業年限を4年とした第2次「旧土人児童教育規程」が同年度からの施行であり、同校はアイヌ児童にこれを適用して、従来ならば5、6年生に当たる児童も卒業させたためである<sup>34</sup>。同校がアイヌ児童のみ学級を分けた理由も、それを廃止した理由も、それぞれ定かではないが、前者については生徒数の増加（それはシャモの増加によるだろう）による学級増に際して、アイヌ児童を分ける学級編制を選択した可能性を推測させる。後者については、アイヌ児童の減少が、「別学」の学級編制を“解消”した理由となった可能性がある。

〔表2〕 厚別尋常小学校のアイヌ就学児童数（1908～1917年度）

| 年度   | 年度末<br>在籍 | 入学 | 退学 | 卒業 | 備考                 |
|------|-----------|----|----|----|--------------------|
| 1908 | 25        | 8  |    |    |                    |
| 1909 | 17        | 7  | 2  |    |                    |
| 1910 | 4         | 2  | 15 |    |                    |
| 1911 | 18        |    |    |    |                    |
| 1912 | 5         | 6  | 3  | 1  | 単級編成               |
| 1913 | 35        | 12 | 4  | 2  | 2学級編制（「和人・土人混合」）   |
| 1914 | 27        | 14 | 18 | 2  | 3学級編制（アイヌ児童を別学級編制） |
| 1915 | 29        | 9  | 8  | 4  |                    |
| 1916 | 28        | 10 | 7  | 2  |                    |
| 1917 | 19        | 1  |    | 11 | アイヌ児童の別学級編制廃止      |

出典：『新門別町史 中巻』による。「備考」欄の記述も同書によっている。

### 3-2 特設アイヌ学校の施設内に学校を併設した例

管見の範囲では、累標、平取、二風谷、荷負の各尋常小学校でこの事例を確認できる。いずれも、アイヌの児童が多数だったところに、シャモの児童が増え、同じ敷地内（4校とも、同じ校舎内だったと推測できる）にシャモの児童のための学校を設置した例である。ただし、この措置をとっていた時期は学校により異なり、また併設していた学校の種別も、平取、荷負ではシャモの学校のほうが尋常高等小学校であり、二風谷、累標は特別教授場である等の差異がある。

以下、ここでは平取と累標の例を紹介する。

先ず平取に関する記録の幾つかを以下に掲げる。

#### ①（学校沿革史の記述）

大正五年四月一日 土人和人分離教育ヲナスコト、ナリ平取尋常小学校ハ土人ヲ収容シ単級トシ、第一平取尋常小学校ニ和人ヲ収容シ二学級ヲ編制ス

〔中略〕

大正六年四月六日 旧土人学校児童修業年限四年ノ認可アリ五六年児童ニ義務教育終了ノ免状ヲ授与ス

大正<sup>〔ママ〕</sup>五年九月一日 第一平取尋常小学校々舎ノ一部ニ移リ教授ヲナセリ

〔中略〕

大正八年三月二十二日 第二十回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同 三月三十一日 廃校トナル<sup>35</sup>

#### ② 同校の教員をつとめた江賀寅三の記録

〔前略〕単身平取に赴任して驚いたことは、同一校舎内に平取小学校（アイヌ児童のための）と第一平取小学校（シャモの児童のための）という二枚看板のあることだ。私の受持は、このアイヌ児童収容の平取小学校で、在籍児童は六十名ばかり

〔中略〕

藤原校長〔1917年4月に第一平取尋常小学校の校長に着任した藤原兼蔵〕の大英断で、シャモ、アイヌの混合教育を実施することになった。「平取だの第一だの」の看板はただ名前のみにして。<sup>36</sup>

平取尋常小学校は当初単級編成であったが、遅くとも1905年には二学級編成となり、1911年から三学級編成となっている。1916年から、構内に第一平取尋常小学校を設置するかたちでシャモの児童を分けた。当初の編成は、第一平取尋常小学校が二学級編成、平取尋常小学校が単級編成である。②によれば、江賀が着任した当時の平取尋常小学校の在籍児童は約60名とあるから、当時このような例は他にもあったとはいえ、相当な人数を単級で教授していたことになる。①によれば1919年3月末に平取尋常小学校を廃止（第一平取尋常小学校と統合）し、第一平取尋常小学校は同年4月に

高等科を併置、同年5月に平取尋常高等小学校と改称している<sup>37</sup>。

①の江賀、藤原ともに、1918年には同校から転任しているので、江賀の記す藤原兼蔵の「大英断」は、1919年の統合以前に、教員の意思に基づく学校内の措置として「共学」に踏み切っていたことを示すものだろう。江賀の記す「二枚看板」「平取だの第一だの」といった表現は、一つの校地・校舎に二つの学校が存在する状態の中で、双方の生徒や保護者から様々な不満や相互に対する一方的な見方や物言いが表出していたことを推測させる。

次に累標尋常小学校に関する記録を検討する。ここでは自治体史の記述を引用する。

③

穂別〔現むかわ町。当時は似湾村〕においては、明治四十年累標尋常小学校が国費支弁のアイヌ人学校に指定された。〔中略〕アイヌ人学校として発足した当初も在籍児童四六名中、和人数はわずか五名にすぎなかった。

〔中略〕

しかし、入植者の増加とともに「旧土人児童教育規程」の廃止〔1922年における第2次「旧土人児童教育規程」廃止を指す〕後も、混同教育は学校経営のうえにも、また教育指導のうえにも幾多の問題を含み〔中略〕特に、北海道鉄道金山線の開通により杵臼駅ができて発展した杵臼（豊田）地区には和人の入植者や製炭業者が多く入り、同地に累標校の移転運動や新設置運動が起った。川をはさんで両部落の激しい対立となり、一時は杵臼校開設が有力となったが、累標側は住吉長太郎が道庁を訪れ学務部長に直接談判した結果、道庁は杵臼校の設置は認めず昭和四年度の一年間だけ累標校内に似湾尋常高等小学校杵臼分教場を開設することで解決を図った。

〔中略〕

似湾村では一時的ではあったが、分教場の分離独立も考えたようであったが、何せ当時の村財政は窮迫していて新設もならず、適当な施設もないということで、一年間の期限切れとなる昭和五年三月三十一日には廃止せざるを得なかった。穂別での和人とアイヌの分離教育は同四年度の一年間だけであった。<sup>38</sup>

この記述によれば、同校の場合は、シャモの人口の増加に伴い、シャモの側から、学校の移転<sup>39</sup>もしくは新たに学校を設置することを求める動きが起ったものの、移転については地元のアイヌが強く反対したため実現せず、同校内に似湾尋常高等小学校の分教場を設置するかたちで対応した。この分教場がシャモの児童を対象とし、アイヌ児童は引き続き累標尋常小学校に通うかたちとなったようである。しかし町史の記述にあるとおり、この措置は一年間のみで廃止となった。町史はその理由を村財政の「窮迫」のため、と記す。「一年間の期限切れとなる」という記述は、分教場設置という措置そのものが、新たな学校設立が困難だった財政下で、分教場設置そのものが応急的な暫定措置だったことを推測させる。

### 3-3 アイヌ以外の住民が特設アイヌ学校への就学を避けた例

上記③にある「幾多の問題」「激しい対立」なるものについて、町史はその内容には触れていない。しかし以下の事例などを重ね合わせてみると、その「問題」「対立」の背後にある、シャモの認識の様相が窺える。

④

大正四年四月、ルベシベ小学校〔累標尋常小学校〕があり、一年入ったことを覚えております。  
〔中略〕その年の冬休みの時、幌別郡幌別村〔現登別市幌別〕より父方の祖父が来て「アイヌの学校では駄目だから、幌別の学校へ入れる」と言って連れて行かれ、大正五年四月より幌別尋常高等小学校へ入学、六年卒業までおりました。<sup>40</sup>

⑤

町村長ヨリ通徴〔ママ。「牒」か〕ヲ発シテ和人ニシテ土人ノ養子トナレルモノハ強テ和人校ニ転学セシメタルモノアリ<sup>41</sup>

④は、累標に移住したシャモの子どもが、保護者の意向により他校に転校したことに関する回想記録である。「アイヌの学校では駄目」なる言葉で回想されている、「父方の祖父」の認識については推し測るよりないが、単級小学校だった特設アイヌ学校の教育条件に対する懸念などを挙げることはできよう。“僻地”の学校の教育条件を勘案して子どもを祖父母や親戚の住むところに転住させることは、この事例以外に、当時から各地であったことは筆者も見聞してはいる。しかし「アイヌの学校では」という言い方は、かかる教育条件などの問題を「アイヌ学校」なるものに帰着させてしまう認識が、周囲のシャモにあったことを窺わせる。そのような認識が言葉や態度として表出されることも、少なくなかっただろう（むしろ、後述するような体験記録からすれば、日常的に滲み出たり迸ったりするものだったと想像すべきだろう）から、そうしたものが当のアイヌ学校の生徒や地域の住民にとって重くのしかかったろうことも容易に想像できる。⑤のような行政当局の措置<sup>42</sup>も、アイヌ学校に対するかかる認識を助長することにつながった可能性がある。

### 3-4 特設アイヌ学校ではない学校が「アイヌ学校」と呼ばれた例

アイヌ学校に対する周囲からの認識の様相に関わっては、特設アイヌ学校でなくとも、アイヌ児童が多数通学する学校が「アイヌ学校」「土人学校」と呼ばれていたことを、併せて見ておきたい。ここでは静内（現新ひだか町）の遠別<sup>とおべつ</sup>の例を取り上げる<sup>43</sup>。様々な問題が窺える事例なので、やや長くなるが、郷土史の該当箇所を以下に掲げる。

明治年代の末期になり人口も著しく増加したので特別教〔授〕場設置を請願しようと衆議が決まり四十五年つまり大正元年十一月請願書を時の村長に提出した。

その内容は次のようなものである。

特別教授場新設請願書

一、本村大字遠別村ニ特別教授場新設ノ件

理 由

遠別村ノ児童現在春<sup>はる</sup>立<sup>たち</sup>小学校ニ通学シツ、アルガ一里以上ノモノアリ、甚ダシキハ二里ニ達スルモノアリ〔中略〕春立校ハ今ヤ校舎狹隘ヲ告ゲ現下増築ノ止ムヲ得サルニ会セリ、故ニ此機会ニ於テ遠別村ニ春立分場ヲ設置アラバ、我等ハ喜シテ敷地及校舎ヲ新築シ静内村ヒ〔ママ。「ニ」か〕寄附スルヲ以テ〔中略〕春立校増築ヨリモ経費少ク〔中略〕又新築後ノ経費増加ヲ防ク為、新設教授場ノ修業年限ハ特別教育規定ニ依リ旧土人ハ四ヶ年ニテ終了セバ、和人ハ二年位迄収容シ二年以上ハ本校「春立」ニ通学セシムルヲ便ト思フ

〔中略〕

右請願也

大正元年十一月三十一日

静内郡静内村大字遠別村

村民総代 荒木春太郎

不動 新松

江谷与左衛門

静内村長 鈴木廉四郎 殿

〔中略〕

丁度同じ時期に三石尋常高等小学校布<sup>ふ</sup>辻<sup>し</sup>特別教授場を西端地区に開校していた〔中略〕このような事態も加わり静内村会としても急を要するものとなり、同年十二月十五日開設の運びとなったのである。

〔中略〕

この特別教授場にはアイヌの子どもが多く通学し、三石鎮の布辻教授場には和人ばかりと云う現象となり遠別教授場はアイヌ学校などと呼ばれていたそうで、後日合併の折りにも何らかの論争はあったと古老は伝えている。だが小さな集落で二つの学校を維持する事は児童数等からも十分な教育は望めないと識者の声があり、大正十年二月二日三石尋常高等小学校布辻特別教授場との合併会議の結果、布辻特別教授場を遠別特別教授場に合併しこれまでの布辻特別教授場の児童は遠別教授場に委託されることになった〔中略〕同十一年三月三十一日付で特別教授場は廃止され、特別教育規程による尋常小学校を設置、遠別小学校となった。<sup>44</sup>

遠別は静内村（現新ひだか町静内）東端部のやや内陸にある。遠別の西側の海岸に春立があり、遠別のすぐ東側は布辻川を挟んで三石村（現新ひだか町三石）である。

遠別の教授場が「アイヌ学校」と呼ばれていたことは下線部から窺えるが、これとともに留意す

べきは、比較的近隣にほぼ同じ時期に設置された二つの学校について、アイヌとシャモがそれぞれに分かれるかたちで通学したと記録されている点である。その背景や理由などについて軽々には推察できないが、「村民総代」らによる請願書が「経費増加ヲ防ク」ための方策として、アイヌ児童を（おそらく、アイヌ児童のみを）4年で「終了」させることを明記している<sup>45</sup>点は看過しがたい。アイヌ児童の教育のみを意図的に「簡易」な程度に抑えることで学校維持の経費を節減できると、地域の有力者たちが公然と申請していることは、シャモとアイヌで通学する学校が分かれたことと無関係ではないだろうと言わざるを得ない。

### 3-5 アイヌ児童の体験

この節のさいごに、当時のアイヌの体験を見ておきたい。

Iで述べたとおり、アイヌの体験記録の中に、「別学」「共学」の問題に関する回想は数多く見られる。ここでは特設アイヌ学校に通った者に限定し若干の例を取り上げる。

#### ①

今まで児童が欠席したり、遅刻したりする一大原因は、毎朝晩シャモの児童と途中いきあう時は、大勢のシャモは少勢のアイヌに向って必ず『アイヌアイヌ、ヤァーイヤァー』と侮辱の言葉を放つのみか、小石を投げたり打ったり蹴ったりするので、子供にとっては堪えられない屈辱を感じわざわざ叢の中に隠れたり、遂には嫌になって欠席するのであった。<sup>46</sup>

#### ②

私〔八重清次郎〕八歳のとき 白糠村 アイヌ学校に行く 和人の子ども十人 待ち伏せしている 私を。アイヌの子ども たたかれ または 寒風るとき 川の中に 手足しばれて 泣きながら 家に帰る。母怒って 和人の家に行く。父母子ども わが子をどうして 皆で泣かせているのか 母が怒ってから 帰ってきた。この苦しみ 忘れることできない。<sup>47</sup>

#### ③

姉茶の『土人学校』の時は、野深からもウタリの子供たちが通って来ていたの。だから野深から姉茶まで川を越して来る間に、姉茶から野深の学校に行くシャモの子供たちに逢うわけさ。その時シャモの子供はアイヌの子供に石ぶっつけるやら、いろいろといじめていたんだわ。<sup>48</sup>

#### ④

私は、数えの八歳で学校に入ったんだよ。私が入った学校は、土人学校と、このあたりの人らはみんなが言ってた〔中略〕

この学校には、川下のピシュンコタン〔東栄など〕や、野深からも、昔は生徒が通ってきていたんだわ。〔中略〕

でも、私が三年生のときの六月頃であったかな。その頃に、姉茶の学校が、急に廃校になって、

野深の学校と合併したんだね。それで、それから、私の生き方が、また変わったんだわ。〔中略〕

私たちはしかたなく遠い野深の学校に通っただけなのに、野深の生徒にしてみたら、もともと関係のない地域の者が、自分たちの所へ、世話になりに来たくらいにしか思っていなかったから、ことあるごとに、私たちをよそ者、邪魔者扱いをしたわけなんだわ。〔中略〕

だから、『俺らの学校に、何(を)しに来た?』、『なして(何のわけがあつて)来たのよ?』、『帰れ、帰れ、姉茶に帰れ。』って、私たちに言われるし〔中略〕なにせ、学校の先生そのものが、私たちに対して勉強の上でも、教え方に差別があったもの。<sup>49</sup>

⑤

クラスの中には二、三人の和人がいたがよく先生に叱られていた。それも、「お前たちはもっと勉強しなければ駄目だ。アイヌにまで負けているではないか」と。こんな差別的な教育が行われていたのである。そして、子どもの頃はそれが当然なのだと受け止めていたところに問題が伏在していた。<sup>50</sup>

①②③は、特設アイヌ学校に通う児童が、学校の行き帰りにシャモの児童から迫害を受けた体験に関するものである。「Ⅱ」で別学のかたちを紹介したが、特にその B の場合、特設アイヌ学校の近隣に他の学校があり、アイヌ児童は他の学校に通うシャモの子どもと出会わざるを得ない。①②の白糠第二尋常小学校は、同じ白糠村市街地の街道沿いに、白糠第一尋常高等小学校が 500 メートル足らずの距離で並んでいた。③の姉茶尋常小学校の近隣には野深尋常小学校があり、その間を往来する橋は 1 本のみで、野深側から姉茶に通学するアイヌ児童と、姉茶側から野深に通学するシャモの児童とが、そこで顔を合わせることが多かったと見てよい。

④は、特設アイヌ学校が近隣の学校と統合になった後の体験について、③と同じ姉茶の例を挙げたものである。特設アイヌ学校の統合は、二つの学校の“対等”な「合併」ではなく「よそ者、邪魔者扱い」を受けたことなどが窺えよう。この④の場合、統合による野深の生徒数の増加などに対する行政・学校のケア(アイヌ・シャモ双方の児童に対しての)如何という問題が、シャモの子ども・親の心情にも影響している可能性がある。

⑤は、アイヌ児童が多数を占めた二風谷尋常小学校の例だが、ここで貝澤正自身が指摘しているとおり、教員がシャモの子どもに対してあからさまに「アイヌにまで」という言い方をしていることは、差別的な認識の形成は人数の多寡に拘わらず起こり得ることを示唆している。

#### IV 学校選択の希望——アイヌの教育要求——をめぐる問題

##### 4-1 アイヌによる「別学」批判

1920 年代以降、新聞・雑誌誌上などで、アイヌが様々な言論を発表するが、差別の撤廃、偏見の

打破などを主張する議論は必ず教育における差別の問題を取り上げている。以下にその例を引く。

①

小学校に於ても土人学校たるの故を以て単級編制にして充分なる教育を受け得ざるが為である斯くして義務教育を了へたる者は高等小学校へ入る者さへ稀にして〔中略〕当局は旧来の旧土人保護法を廃すると共に速に土人学校を廃し和人学校と併合せしめて以て教育の向上を図り部落の中堅人物たる青年の指導を忽にせざる様当路者を督励し産業を奨励して生活の安定を図り何等差別待遇を設けず立派に日本国民として其本分を盡せしめん事を望みて擲筆する。

51

②

甚だしい所になると市街地に和人の学校と土人の学校とを門戸を並べて建てゝゐる所があり、又土人学校中に和人児童を收容し、教室を仕切って教授している処があります。本当に人種差別も甚だしいものではないかと思ひます。斯る施設を存置しておく理由を篤と当局の方々に御尋ねしたいのであります。<sup>52</sup>

①から、こうしたアイヌからのアイヌ学校特設制度批判は、特設アイヌ学校が単級であるという教育条件の問題を押さえていることと、学校制度ばかりでなく「旧土人保護」そのものを克服せんとする主張を伴っていることが窺える。②からは、アイヌ学校の特設制度だけではなく「別学」原則そのものも批判の対象となっていることがわかる。

②を書いた貝澤正は、この文章と同じ頃に開催された「全道旧土人青年大会」に出席しているが、そのときのことを次のように回想している。

③

私も高等小学校を出たばかりでしたが、平村幸雄さんという人に連れられて、出席しました。そのとき出発前に村長に呼ばれて、今度の法律改正〔この当時既に「保護法」改正を道庁・内務省が検討しており、特設アイヌ学校を廃止し、その経費を「奨学資金」や「住宅改良」に廻すことがその焦点の一つになっていた〕があると町村の財政に影響があるので反対してくるよと言われました。しかし大会では大半が賛成に回り、法の改正が決議されたのです。<sup>53</sup>

「町村の財政」が特設アイヌ学校の制度を“維持”する実質的な事情になっていたことが窺える。「村長に呼ばれ」という言い方からは、町村側が、この事情ゆえの制度維持要求を公然とは唱えにくいと自覚しており、しかしアイヌ“代表”と個別に交渉すれば何とか、と認識していた可能性も推測させる。「別学」の継続／撤廃の如何は、嘗て制度制定時の議論が主張していたような「教授法」の是非といった問題ではなくなっていたことになる。貝澤正自身も、アイヌの教育条件の問題が「町村の事情」に規定されていることを、当時既に承知していただろうだからこそ②で「篤と当局の方々に御尋ねしたい」と書いたのだ。<sup>54</sup>



#### 4-2 アイヌからの特設アイヌ学校以外への就学志願という要求

いま一つ、特設アイヌ学校の設置された地域のアイヌが、自分たちの子どもを特設アイヌ学校以外のところへ通わせてほしい、と要求していることを報じる新聞記事を紹介する。

旧土人保護の趣旨にて設けられたる官立小学校は管内にて春採と白糠との二校なるが此の旧土人小学校は中々予期の実績を挙げ得ざるが如き傾向ありとの事なり

〔中略〕近頃は等旧土人の子弟にして特に彼等のために設けられたる此の官立小学校に通学を厭ふものあり単に一二特殊の子弟に限らず是れが一般の傾向なりと云ふに至っては到底此儘に放任し置き難かるべし第一彼等の父兄が既に其児童を此所に通学せしむるを好まざるが白糠にては何等聞く所なけれど

◇春採部落に在っては官立小学校通学区域内の旧土人父兄にて態々第三学校〔釧路第三尋常小学校〕を訪ひ是非共自分の子弟を本校に入学許可せられたしと希望し来るもの尠なからず学校にては折角官立小学校のある事なればと説諭するにも拘らず体操も無い運動会も無い学校だから通学させるのが嫌だし児童等も

◇肩身狭く感ずる様なり子の可愛さに変りなし折角学校へ入れて下さる有難い思召しがあるなら日本人〔ルビ「しゃも」〕と同一の学校に入れて貰ひたしと中には子を連れた母親が学校の玄関に座り手を合せて拝むもあり表情如何にも同情に堪えず出来得べくんば彼等の希望を容れたけれど事情已むを得ずとて

◇涙と共に説諭の上帰宅せしむるなりと日本人と同一学校に収容しては能力に相違のある彼等は反って悪傾向を来すならんとの危惧より特別に彼等のために特殊小学校を創立したるなれど今日にては情が仇となり彼等は此所に収容せらるゝがために

◇苦痛を感じ居るが如く見受けらると凡ての児童が斯うでもあるまじけれど兎も角注意を払はざるべからざる現象なり<sup>55</sup>

この記事が報じているのは、釧路の春採尋常小学校と白糠の白糠第二尋常小学校に関することである。記事は、「体操も無い運動会も無い」と、婉曲ながら同じ地域の他の学校と比べての両校の教育条件の問題を指摘する<sup>56</sup>。そして、アイヌ児童の保護者の間では子どもを特設アイヌ学校へ通わせることを「厭う」ことが「一般」に見られるとも報じている<sup>57</sup>。記事では、実際に保護者が子どもを他の学校に通わせようとするのは「春採」にのみ見られると記しているが、後年の関係者の回想では、白糠でも、子どもを白糠第一尋常高等小学校に通わせていた者がいた、との指摘もある<sup>58</sup>ので、かかる動きは、少なくとも白糠でも見られたことではあった筈だ。

〔補註〕ここで問題にしておくべきは、2-1-1と同様、或る地域に特設アイヌ学校とそれ以外の学校がある場合、その子どもの就学校をどのようにして決めているのか、また、特設アイヌ学校はその通学区域や就学対象者をどのように定義しているのか、ということだろう。しかしながら、筆者の管見の範囲（実際、特設アイヌ学校の学校文書は、全特設アイヌ学校のうち数校分しか残存を確認できてい

ない)では、特設アイヌ学校の沿革誌や要覧には、通学区域の記述はあるが、就学対象者について明記したものは確認できない。アイヌ児童であることは自明だったからだとは考えられるものの、今のところこれ以上は何とも言えない。

また、上記の記事からすれば、このような保護者の要望が容れられたことは無いように読めるが、他方で、上述のように白糠では就学する小学校を変更した例があることを考えると、その可否がどのような基準で判断されるのか、という点も検討に値する。が、今のところ筆者には事情は掴めない。

## V むすび

### 5-1 「別」にすることを促したもの ——遊楽部学校と対雁学校の歴史から——

以上、「別学」原則に関わる制度とその変遷、アイヌ児童とシャモの児童の「別学」「共学」の幾つかの類型とアイヌ児童が置かれた状態などを俯瞰してきた。

本稿の終わりに、これまで筆者が幾つかのアイヌ学校の歴史を調べる中で見てきた、それぞれの学校の歴史の中に登場する「別学」の問題——具体的には、1883年に函館県が設置した遊落部のアイヌ学校を村に移管した際の八雲の事例<sup>90</sup>と、同じ頃に、開拓使が設置した対雁のアイヌ学校の通学区域に住むシャモが学校の分立を求めた事例<sup>91</sup>——を改めて振り返っておきたい。それらの検討において筆者が見てきたことを、今回の俯瞰と重ねあわせてみることで、本稿の所期の課題により接近できるのではないかと考えるからである。

前者について見ておきたいのは、函館県が1882年に遊楽部のアイヌ児童を対象とした教育に着手し、この地にアイヌ学校を設置、翌年これを八雲村に移管する際の地元の行政と県の対応である。

当時、函館県は学区ごとに学校数を定めており、遊楽部の属する山越郡の第二学区(八雲村)は初等科一、分校一とされていた。既に同学区には、シャモの児童を対象とした八雲学校があったので、遊楽部が村立となった場合は、同校は八雲学校の分校となる筈である。しかし実際には、山越郡と函館県は、下記のような判断を示し、遊楽部学校を八雲学校の分校とはせず、独立の学校としたのである。

遊楽部へ旧土人教育ノ為メ御新築ノ校舍ヲ同村人民へ御下付相成候付テハ、今般同村字遊楽部へ公立小学校設置、分離経済致度旨、別紙山越郡長代理ヨリ開申之趣取調候処、該郡第二学区ニハ初等科一分校一ト御指定有之候得共、該所ハ多クハ旧土人ノミニシテ本村トノ事情相異候儀ニ有之、且維持ノ方法モ相立居趣ニ付、独立校へ御弓直シ相成分離経済致度<sup>92</sup>

独立の小学校とすることの意味は「分離経済」すなわち遊楽部学校の「経済」を八雲学校と「分離」することにあつた。その理由として挙げたのが、①遊楽部は「多ク旧土人ノミ」であるゆえ「本村」(このような言い方も看過できない)とは「事情」が「相異」なる ②遊楽部学校は「維持ノ方法」も「相立居候」との見通しである の2点を挙げる。

しかし、このうち「維持ノ方法」については、上記の文書に先立つ同年 7 月、山越郡書記が県学務課に次のように報告している。

遊楽部ハ戸数僅ニ五十、内和人十七戸存在、余ハ皆土人ノミニシテ、貧困ノ一部落ナレハ、目下〔遊楽部学校の〕維持法ニモ亦タ困難ナル情実故、遊楽部川渡船賃収入之内幾分カラ配付、維持金ニ充テサレハ他ニ積立金ノ目処無之、然ルニ、右渡船場及ヒ収入金山越内八雲村ノ両村示談相整ハサル内ハ、旧土人学校ノ協議ニモ取掛リ兼候〔後略〕<sup>63</sup>

郡書記が述べるとおり、戸数 50 程度という遊楽部の集落の規模では、他に特段の資金や基金を確保できない限り、単独で学校を維持することは困難だと見てよい<sup>63</sup>。だからこそ郡書記は遊楽部川の渡船賃収入の「幾分」かを同校の「維持金」に充てることなしには学校の問題は「協議」にすら「取掛」れないと述べたのである。このとき郡書記が立てた計画は渡船賃収入の「剰余金」200 円のうち 60 円を同校に配付するものであった。

実際はどうだったか。公立移管時に八雲村が立てた「経費予算」の見通しは、年間経費を 261 円 80 銭とみて、そのうち教員給与 156 円は県が補助するものの、残り 105 円 80 銭については地域の負担とし、遊楽部川の渡船賃収入からは 20 円の配付にとどまり、他は、「授業料」15 円、「戸賦金」30 円と、アイヌの「労力」により薪代など約 40 円を賄うこととなっている<sup>64</sup>。渡船賃の配分が 20 円にとどまったのは、山越内・八雲両村が、この渡船賃を山越村の学校や八雲村の八雲学校及び両村の病院の経費に充てることを求めたためである<sup>65</sup>。当初の計画との「差額」に相当するぶんが、地元のアイヌの「労力」による、とされたことになる。設立の当初から「労力」を組み込む維持計画を、近隣の他の学校で見ることはいない。

ここで起こっている問題は、アイヌ児童の「別学」ではなく、アイヌ児童を主たる対象とした小學校を維持する経費（「経済」）の「分離」である。しかし「分離」を促した事情と理屈には、本稿が見てきた「別学」の様々な実態と通底するものがある。同校の維持の基盤がかかる脆弱なものになった、その原因の一つは八雲学校を維持することにあつたのであり、そのために同校の「経済」は「分離」させられたのである。「維持ノ方法」が「相立」との議論が実態を伴ったものではなかったのだから、郡及び県がこの策を採った理由として残るのは「多クハ旧土人ノミニ」ゆえに「本村トノ事情相異候」という、およそ理由たり得ぬ理由である。かかる言い方を公的な文書に記述できると、少なくとも当局者がそう判断したことが重要だと筆者は認識している。

後者一対雁学校一は、樺太からこの地に強制移住させられた樺太アイヌの児童を対象として開拓使が設置した学校で、このときは札幌県に移管されていた。アイヌ児童が圧倒的多数であった同校には、僅かな数であるが、この地に派遣されている役人の子どもなど、シャモの児童も在学していた。そのシャモの保護者の側が、札幌県に対して「内地人民ノ児童」のみを対象とした対雁学校の「分校」設置を申請した。

この申請は、「学童十ノ八九ハ皆ナ旧土人ノ子弟」であるため「就学ノ内地人民ノ児童動モスレ

ハ旧土人ノ風習ニ染ミ品行ノ善カラサル」だと述べ、「父兄平素之ヲ憂へ」ることを理由に「公立分校設立」<sup>66</sup>を求めたものである。申請そのものに対しては、札幌県が、僅かな戸数のシャモのみで分校を設けるのは「維持法」が薄弱であることなど理由に却下した。しかしここで注意すべきは、県は「設立ノ主意ハ明了ニ候ヘ共」と述べ、申請したシャモによる、子どもが「旧土人ノ習俗ニ染」まることへの「憂」いは了解しており、当面の対策として「教室ヲ区別スル」などの措置すら示唆し、それによって「改良進歩ヲ計」ればよい、としていることである。シャモの申請と、県の応答は、かたちの上では申請とそれに対する却下というものではあるが、シャモの「父兄」が求める“教育環境”を優先する発想と、それが「改良進歩」だという認識、そして「区別」により排除されるのは樺太アイヌであるという点で通底している。ここでも、公的な立場の側が、このような「主意」を「明了」だと述べ、それを理由として「教室」を「区別」することが可能であると公的な文書に明言して差し支えないと判断していることを、看過すべきではないだろう。

## 5-2 「別学」の実態と「第二」の意味

5-1 から改めて確認できることは、Ⅱで見たような議論では「別学」の問題を教育方法上の「得失」やアイヌの側の「性情」（性質や状態）として述べているものの、Ⅲで見た実際の「別学」の運用からは、それが町村の財政も含めたシャモの側の都合や事情に規定されている実態が見えてくると、そしてそのさらに基底には、自分たちの移住後の「経済」のためにアイヌの学校を切り捨てることを選択したり、自分たちがアイヌの影響に「染」まることをよしとしない、といったシャモの心情が存在していることである。付言すれば、アイヌ児童の「別学」を廃して「共学」に踏み切る経緯も、地域の財政などの事情に左右されているのであり、少なくとも、従来の議論に見られるような、アイヌの「同化」なるものが達成されているかどうか、当局者において「別学」「共学」の選択を規定しているとはいいがたいということでもある。

「別学」原則により設置されるアイヌ学校の名称が「第二」を冠しているのは、単に後から設置されたという順序の問題ではない。このようなアイヌの「別学」が置かれた状態を反映したものだと思えるべきだ。

はじめに述べたとおり、「別学」という原則の“揺れ”やなし崩し的な運用などの実態は、アイヌ児童にとって「別学」の意味が大きくないことを意味しない。本稿では、このことを、様々な揺れを示す運用の実態が、多数者であるシャモの恣意的なベクトルに規定されており、「分離教育」は、絶えず、アイヌを分離する、というかたちであったことなどを通して、改めて確認してきた。だからこそ、「別学」の問題は、実際に「別学」のもとで就学していたどうかに関わらず、すべてのアイヌ児童にのしかかってきたと認識すべきだ。筆者がこれを「原則」だと述べてきた所以はここにある。

(2013.11.23)

<sup>1</sup> 制度上では、「心身ノ發育特ニ良好ナル者」は就学年齢をシャモ(和人)同様に6歳からとし、「土地ノ情況」により学校の修業年限、教科目を“一般”同様とすることができることになっており、実際、このような措置をとった例も多く確認できる。それでも、制度上の差別性が明白なこの規程は、当時のアイヌから厳しい批判を受けている。(小川『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、1997年、198～207、292～297頁を参照)

なお、1901年の規程は、「尋常小学校ニ於テ、旧土人兒童ト其ノ他ノ兒童ヲ區別シ、教授スル場合」の「教科目各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数」(第1条)を定めたものであり、1908年の「特別教育規程」は「旧土人兒童〔中略〕ノ為特別ノ教授ヲ為スコトヲ得」とする規定(第6条)に基づくものである。1916年の規程は「旧土人兒童ノ小学校教育ハ此ノ規程ニ依ル」(第1条)との規定に基づく。

<sup>2</sup> 特設アイヌ学校をそのまま公立に移管した例(元神部尋常小学校)もあるが、ほとんどは特設アイヌ学校を廃止し近隣の学校に統合するかたちになっている。

<sup>3</sup> 『大正十二年八月 北海道教育概要』北海道庁教育兵事課、1923年、11ページ。

<sup>4</sup> 例えば近年の著作である榎森進『アイヌ民族の歴史』(草風館、2006年)も、近代アイヌ教育制度の問題には紙幅を割き、教育内容が「同化教育」であり特設アイヌ学校設置などの施策は「差別教育」であると指摘するものの、「別学」の問題については言及がない。これは同書に限らず、近年でも多くの近代アイヌ史の叙述に見られることである。

<sup>5</sup> 高倉新一郎『新版 アイヌ政策史』三一書房、1972年、554ページ。同書初版は日本評論社、1942年。引用箇所の文言は初版もほぼ同様である。以下ここでの引用は新版により、特に初版との文言が異なる場合のみその旨補足する。

<sup>6</sup> 同前、531、555ページ。

<sup>7</sup> なお、高倉が、1930年代の特設アイヌ学校について、「本質において他の小学校と何ら異なることなく、ただ経費の出途を異にするだけのものとなっていた」と述べていることについては、ここでいう「本質」なる言葉の意味如何という問題はあるものの、この時点での「別学」制度の背景に「経費の出途」すなわち行政当局の財政負担の問題を示唆している点は重要である。

<sup>8</sup> 竹ヶ原幸朗「近代日本のアイヌ教育」『北海道の研究 第6巻近現代編Ⅱ』清文堂、1983。再録『教育のなかのアイヌ民族 近代日本アイヌ教育史 竹ヶ原幸朗研究集成第1巻』社会評論社、2010年。ここでは後者によった。39ページ。

<sup>9</sup> 同前、31～32ページ。

<sup>10</sup> 教育雑誌や新聞の報道や論調は確かに重要な情報源であり今回も筆者はそれらを多く用いたが、もっぱらそれらに依拠するだけでは歴史の解明にはならない、という当たり前のことを改めて確認しておきたい。まして竹ヶ原幸朗が早くから指摘していたとおり、アイヌ教育に関わる議論や報道は、近代アイヌ教育制度が成立した1900年代以降、雑誌・新聞の紙面から急速に減少し「見えない問題」になる。新聞・雑誌や議会の議事録などの議論だけを迫っている、アイヌ教育史の問題群の中の、重要な幾つかは認識すらできない。

<sup>11</sup> 本稿は、従来の叙述が「別学」の問題に関わって指摘してきた制度の問題と、当時を生きた人びとの様々な体験との“あいだ”を、筆者自身の調査と考察とで繋ぐこと目指した試みでもある。

<sup>12</sup> 例えばこのとき筆者が論及した学校はほぼ特設アイヌ学校のみだった。これは、調査そのものの不十分ということではあるが、当時の筆者には、ここで述べたような問題関心がなお希薄だったのだと思う。そのために、“アイヌ教育史上重要だと思われる問題について実態を調べる”という漠然とした姿勢に自足することにとどまったの

ではないかと自省している。

<sup>13</sup> 岩谷英太郎・永田方正「アイヌ教育ノ方法」『北海道教育雑誌』第9号、1893年7月。岩谷と永田はこのとき北海道教育会が設けた「旧土人教育取調委員」であり、掲載誌には、同会会長である白仁武に「伸報」されたものであり、白仁から「北海道庁長官ニ建議セラル、筈」と記されている。なお、「上策」で挙げられている地名のうち、「山網走」は現在の美幌町、「声聞」は稚内市である。

<sup>14</sup> 山本岩太郎「旧土人教育方法卑見」『北海道教育雑誌』第80号、1899年8月。記事冒頭の説明によれば、「様似小学校訓導山本岩太郎氏が、目下旧土人教育法調査主任として研究中なる北海道庁視学岩谷直次郎氏の命を受け取調へたるもの」である。

<sup>15</sup> 例えば、1900年頃、当時帯広に住んでいた伏根安太郎（のち弘三と改名）が「是非学校を立てたいと思って支庁へ行」き交渉したが、「考へては居るがそう言ふお金はない」と言ふ返事であったとする回想（高倉新一郎「伏古村の旧土人ホテネ君談話聞書」『北海道社会事業』第51号、1936年7月）を挙げることができる。伏根は別の回想でも、「以前より〔学校の設置を〕役場や支庁等に謀りしに、内地人の学校経済すら不十分の折柄とて遂にこの希望を達することを得ず」と述べている（「アイノ土人の気焰」『大阪朝日新聞』1903年3月6日付5面）。伏根は結局、1901年に、自ら教員を探し（東本願寺の僧侶山縣良温がこのとき教員をつとめた）、帯広の自宅にアイヌの児童を住ませるかたちで私塾的な教育を開始している。

「北海道旧土人保護法」制定当初に北海道庁が検討していた特設アイヌ学校の設置予定箇所には、帯広を含む十勝地方が皆無であったことは、1899年当時の十勝ではようやく移民の入植が本格化し始めたばかりであったことを考えると、当局者は「内地人の学校経済すら不十分」の地域ではアイヌ学校の設置にも取り組もうとしない、という伏根の回想が的を射ていることを窺わせる。

伏根の学校設置に向けた取り組みについては、久木幸男「山県良温のアイヌ教育活動」（『横浜国立大学教育紀要』20、1980年）などが取り上げている。筆者は2013年5月の全国地方教育史学会第36回大会で、「山県良温のアイヌ教育活動」再論—長野県小布施出身僧侶の北海道十勝でのアイヌ教育—と題した口頭発表を行い、筆者なりの再考を試みたが、伏根の求めたものと、山縣の足跡の双方について、調査はなお十分ではなかった。さらなる再論は他日を期したい。

<sup>16</sup> 後年には、北海道庁自身が「委託教育の実績」を記す中で「成るべく二部教授をなすべしと定めしも、実際に於ては和人児童と同一の教室に収容し、混合教授を施せり」と述べている（『旧土人に関する調査』北海道庁、1922年）。

なお付け加えておくとすれば、この訓令では「一部ノ完全ヲ図ルヨリモ寧ロ全部ノ普及ヲ必要トスル」と述べてはいるが、上記註（15）のような当局者の姿勢を見れば、本文に見たようなアイヌ教育の経費の「節減」よりは、アイヌ教育そのものの「全部ノ普及」のために判断されていたとはいいたい。

前述の「あいぬ教育ノ方法」の著者のひとり岩谷英太郎は、後年（1905年末頃と推測できる）、「本道ニ於ケル現在ノ旧土人学校ハ〔中略〕総計十二校ニ過キス、其他ノ旧土人児童ハ皆其町村ニ於ケル尋常小学校ニ入り」と、特設アイヌ学校の設置数が嘗て自分たちが提出した報告の「上策」に遙かに及ばない状態にあることを指摘し、「旧土人教育ヲ普及上進セント欲セハ今後数年間国庫ノ支出ヲ豊ニシテ、毎年一万円以上ニ達セシメ、旧土人部落ニ成ルヘク多数ノ旧土人学校ヲ設置シ、一定ノ目的ヲ達セシ後ニ漸次遞減ノ方法ヲ講スヘシトノ説アリ」と述べる（岩谷英太郎『北海道旧土人教育ノ現在』北海道庁第二部教育課、1906年、北海道立図書館所蔵）。ここから、アイヌ教育に直接的に関わった当局者の中には、その「普及上進」のために「国庫ノ支出」の増額を求める考え方もあったことを指摘することはできよう。ただ、ここから見ておくべきは、こうした、相対的には「現

場」に近い当局者が「普及上進」のため必要と認識していたものと比べれば、実際の施策、とりわけ行政の「支出」は遙かに及ばないものだった、ということだろう。

<sup>17</sup> 管見の範囲では、竹々原幸朗「近代日本のアイヌ教育」(『北海道の研究 6 近現代編Ⅱ』清文堂、1983年、のち『教育のなかのアイヌ民族 竹々原幸朗研究集成Ⅱ』社会評論社、2010年に再録)が「北海道旧土人保護法」における「保護対象」「圈点原文のママ」の問題に触れたものがある程度である。

<sup>18</sup> 言い換えると、シャモ(和人)の定義が問われたことはない、こと「アイヌ」との関係において、「日本」は「日本人」「和人」の定義を自問したことはない、ということでもある。

<sup>19</sup> アイヌの体験記録などには、戸籍簿、兵籍簿、学籍簿などに「旧土人」等の朱記があったのを見た、との指摘は極めて多く見られるので、かかる記載が長く行われていたことは間違いない。

管見の限りではあるが、1909年北海道庁訓第9号「陸海軍人員報告様式」(1月8日)が、「陸海軍人員表」において「旧土人軍人」に各相当欄に朱記することを規定し、1910年北海道庁令第9号「第七師管徴兵事務規程」(2月21日)が徴兵受検者の「身上書」に「旧土人」と「朱記」することを規定している例がある。ただし、例えば「第七師管徴兵事務規程」は、1919年の改正(北海道庁令155号、12月26日)ではこの規定が存続するものの、1937年の廃止後には、関係する令規にかかる条項は確認できない(以上は小川「徴兵・軍隊とアイヌ教育」『歴史学研究』第649号、1993年9月による。1909、10年の制度にのみ規定されているのは、アイヌの徴兵が開始された当初の時期ゆえのことと解すべきかもしれない。)公的な記録文書におけるアイヌの「区別」は、制度上の規定の有無に関わらず実態として存在していたのであり、制度上の規定は、かかる「冰山」が制度という「水面」に露呈した部分に過ぎない。そして、露呈した部分を追跡する作業も重要ではあるが、顕在化している一角をもって冰山を論じることではなく、その氷山の水面下にありえるいろいろなすがた(この場合では実態では厳然と存続していたことと、その意味とを)想像することだろう。

<sup>20</sup> 『北海道旧土人保護法関係法規』北海道庁。発行年記載は無いが、1934年の「旭川市旧土人土地処分法」及びその関係例規までを収録しているので、1936年公布となった北海道旧土人保護法の全面改正の準備過程の時期に編さんされたものと推測できる。

<sup>21</sup> この部分の議事録は『第13回帝国議会貴族院議事速記録 第14号』、1899年1月22日による。1月21日の本会議(北海道旧土人保護法案第一読会)の議事速記録である。「間ノ子」などの文言も、ここではそのまま引用した。

なお、この後の本文でも記したとおり、このような“定義”は曖昧さを残さざるを得ない。1936年11月17日付け『北海タイムス』には、道内七市の統計研究会が、「会議の結果に基づいて諸種の懸案につき建議」したが、その「第一項目」は「旧土人に就ての統計的調査は和人混血が甚だしくその真実的調査は不可能であるといふ結論を得、この調査廃止方を要望するに至った」というものだった、との記事がある。統計の実務に従事する行政担当者の段階では、遅くともこの頃までには、こうした“定義”では「真実的調査」は不可能だという認識は共有されていたということだろう。

<sup>22</sup> もとよりこの区分には多くの曖昧さが残る。例えばAの春採は、前身である聖公会による私立の小学校(1891年設置)は、近隣に公立の小学校が既に設置されている中でアイヌ児童のみを対象として設置されたものであるから、この点ではBに属するとも言える。ただ、本稿の目的は類型化そのものではなく、アイヌ児童の実態を捉えることにあるので、差し当たりこれらの曖昧さは留保したまま議論を進めることとする。

<sup>23</sup> 前掲註(16) 岩谷英太郎『北海道旧土人教育ノ現在』。

<sup>24</sup> ここに挙げた以外では、1897年開設当初の美幌簡易教育所などを挙げることができる。

<sup>25</sup> 二風谷、累標は、それぞれの校舎内に設けたシャモの児童を対象とする学校は、平取、似湾の各尋常高等小学校に所属する分教場のかたちをとったため、平取、似湾の名称を冠した。

<sup>26</sup> 「元室蘭アイヌ学校卒業式」『北海タイムス』1902年3月29日付け。本資料は北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）アイヌ史編集委員会収集の新聞記事コピーによった。

<sup>27</sup> 『北海之教育』182号、1908年3月。

<sup>28</sup> 同校が公立移管となったのは、地域のアイヌ人口が減少したためだとされている。だとすると、同校における「別学」から「共学」への移行は、アイヌの減少によって実施されたことになる。

<sup>29</sup> 『新門別町史 中巻』門別町、1995年。引用部分の執筆は坂本義之。ここで引用されている同校の『沿革誌』については筆者は未見である。

<sup>30</sup> 以上の経緯は、『新門別町史』（門別町、1996年）の特に下巻第3章「地域集団の形成」及び『北海道殖民状況報文 日高国』（北海道庁、1899年）による。北海道庁の「勸農」策とは、札幌県時代の「旧土人救済方法」を道庁設置後の2～3年間のみ継続実施していたものを指す。

<sup>31</sup> 以上の経緯は、前掲『新門別町史 中巻』385ページによる。

<sup>32</sup> 同前、348ページ。同書によれば、出典は『厚別小学校沿革誌』（おそらく註29と同一文献）である。

<sup>33</sup> 例えば、1908・09年の年度末在籍児童数は25→17と減少しているが、表中の入退学・卒業児童数からはこの動きは推計できず、これ以外の事由も今のところ見当たらない。

<sup>34</sup> 前掲『新門別町史 中巻』348ページ。

<sup>35</sup> 『第一号 学校沿革誌 平取尋常小学校』（平取町立平取小学校所蔵）の「重要事項」より。

<sup>36</sup> 梅木孝昭（編）『アイヌ伝道者の生涯』北海道出版企画センター、1986年。同書によれば、原資料は江賀寅三自筆のノートだとのことであるが、筆者は未見である。江賀の同校着任は1917年2月。

<sup>37</sup> 以上の経緯は前掲『第一号 学校沿革誌 平取尋常小学校』及び『第二号 沿革誌 平取尋常高等小学校』（平取町立平取小学校所蔵）による。

<sup>38</sup> 『新穂別町史』、穂別町、1991年。引用部分が依拠している資料については、同書では『町史資料 7』等と記載があり、おそらく同町所蔵公文書や学校文書と推察できるが、筆者は未見である。

<sup>39</sup> もともとはアイヌの居住地の近傍に設置された学校が、その後のシャモの人口の増加により、多くのシャモが居住するところに移転した例は、室蘭の絵鞆などに見られる。

<sup>40</sup> 山口忠蔵の回想。『翁媼八十代の踰邁〔ゆまい〕を語る』穂別町、1984年、197ページ。本資料については『新穂別町史』より教示を得た。

<sup>41</sup> 赤松則文『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』1917年5月。河野本道（選）『アイヌ史資料集 第二巻』北海道出版企画センター、1981年所収。原資料は未見である。引用部分は第二次「旧土人児童教育規程」の施行に際しての室蘭支庁管内（現在の胆振地方）の各地域の状況を報じる中の一文。

<sup>42</sup> この措置は、Ⅱの補註で触れた、「北海道旧土人保護法」に係る道庁の照会「常人ニシテ旧土人ノ養子女若ハ婿、妻トナリタルモノアリタルトキハ該常人ハ保護ノ限ニ無之哉」に対する内務次官の回答「意見ノ通。但第七条ノ保護ハ父母ニ於テ旧土人ナレハ其ノ子弟ノ常人ナルヤ否ヲ問ハズ」を踏まえたものだとも考えられるが、「強テ」という文言からは、当局者の意思・認識として「和人」の児童をなるべくアイヌ学校には通わせないようにした可能性も窺わせる。

<sup>43</sup> この他にも、屈斜路の例などがある（小川『近代アイヌ教育制度史研究』245～246ページ）。

<sup>44</sup> 『遠別百十年史』東別自治会、1990年。下線は筆者による。引用部分に掲載されている「請願書」は静内村



の文書だと推定できるが、筆者は未見である。

<sup>45</sup> 付言しておく、この申請書が提出された 1912 年当時、制度上はアイヌ児童の教育課程は「特別教育規程」の中で規定されていたが、修業年限は 6 年であり 4 年でよいとする規定は確認できない。アイヌ児童は「四ヶ年ニテ終了」させればよい、とする議論は申請者の誤認であった可能性がある。ただしその場合でも、そのような誤認が地域のシャモの間で疑われることなく持たれていた、という面は看過できない。

<sup>46</sup> 前掲梅本孝昭(編)『アイヌ伝道者の生涯』。遠仏尋常小学校の例である。

<sup>47</sup> 八重清次郎による、自身の足跡を回顧する「ウチャシコマ」の日本語訳。ここでは松本成美「八重清次郎小伝」『久摺 第十集』釧路アイヌ文化懇話会、2003 年によった。八重は同じ内容の「ウチャシコマ」をアイヌ民族文化祭などで披露している。

<sup>48</sup> 遠山サキの回想。『明日を創るアイヌ民族』未来社、1988 年、242 ページ。

<sup>49</sup> 同じく遠山サキの回想。『平成 12 年度 アイヌ民俗文化財調査報告書(アイヌ生活技術伝承実態調査Ⅱ)』北海道教育委員会、2001 年 3 月。

<sup>50</sup> 貝澤正「近世アイヌ史の断面」『コタンの痕跡 アイヌ人権史の一断面』旭川人権擁護委員連合会、1971 年。

<sup>51</sup> 森竹竹市「土人学校を廃せ」『北海タイムス』1926 年 4 月 12 日付け「公開論壇」欄。本資料は帯広市図書館所蔵吉田巖遺稿資料中の新聞記事切り抜きによる。掲載紙名・日付ともに吉田の書き込みによる。

<sup>52</sup> 貝澤正「土人保護施設改正に就いて」『蝦夷の光』第 2 号、北海道アイヌ協会、1931 年 3 月。

<sup>53</sup> 貝澤正と野村義一の対談より。対談実施は 1986 年 12 月。野村義一『アイヌ民族を生きる』草風館、1996 年所収、133 ページ。

<sup>54</sup> 高倉新一郎は、この時期の特設アイヌ学校について「ただ経費の出途を異にするだけのものとなっていた」と述べたが、経費の問題があることの指摘は妥当ではあるが、貝澤らの立場からすれば、町村当局の事情や都合ゆえに別学という枷がのしかかっている状態は、「ただ……だけのもの」では済まないものだったと考えるべきだろう。

<sup>55</sup> 旧土人教育上の危機／特設の学校へ通ふを嫌う風潮あり／彼等父兄の心事にも亦同情に値す『釧路新聞』1917 年 11 月 23 日付け 3 面。

<sup>56</sup> 『釧路新聞』は、別の記事で「国費と雖も経費が充分に配付せらるゝなら格別、極めて切り詰めた少額であるから一層惨憺〔ルビ「みじめ」〕なものだ」「大正三年の春採、白糠両土人学校経費は七百三十円即ち一校宛三百五十円程であるが之を他の町村立小学校に比較すれば桂恋小学校六百四十円、天寧小学校四百二十三円、別保小学校五百五十九円、双河邊小学校四百八十七円と多大の差がある」と経費上の問題を指摘し、「現在の儘では三大節や卒業式にも町村吏員の参列もないし何かに付け継子の様な観がある」と町村当局者が特設アイヌ学校を冷遇しているとも述べている(「惨たる旧土人小学校／三大節にも町村吏員は参列しない／彼等も亦帝国の臣民であるのに」『釧路新聞』1916 年 4 月 16 日付け 3 面)。

前述の「運動会」などの有無とともに、卒業式や学校儀式に「来賓」としてどのような立場の者が参列するか、といった問題は、生徒やその保護者に与える心証が大きいだろうことは想像しておくべきだと思う。

なお、ここでは他の記事は割愛したが、この頃からしばらくの間、『釧路新聞』はこの問題を断続的に報じている。

<sup>57</sup> 引用した記事では、親が直接学校を訪れて嘆願したと報じているが、「学齡児童就学ニ関スル規則」(1903 年 12 月 5 日北海道庁令第 116 号)では、第 12 条で「児童ノ保護者ニ於テ其ノ児童ヲ当然入学セシムヘキ学校以外ノ区町村立尋常小学校ニ入学セシメ又ハ官立、庁立学校ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメントスルトキハ其

ノ学校ノ管理者又ハ学校長ノ承認書ヲ添ヘ関係区町村長戸長ニ届出ツヘシ」とあるから、まさに規定に則った行動だったとみるべきだろう。

なお、当時の初等教育の就学に関する例規については、柏木敦氏の教示から多くを得た。

<sup>58</sup> 小川『近代アイヌ教育制度史研究』244 ページ。

<sup>59</sup> 小川「「遊楽部学校」の歴史 —1880～1890 年代のアイヌ学校に関する実態分析のこころみ—」『日本の教育史学 教育史学会紀要』50 号、2007 年。以下ここで述べる話についても、おおよそはこの論考で記述している。

<sup>60</sup> 小川「対雁学校の歴史 —北海道に強制移住させられた樺太アイヌの教育史—」『教育学研究』第 80 巻第 3 号、2013 年 9 月。

<sup>61</sup> 「山越郡八雲村字遊楽部へ公立小学校設置ノ義並ニ学校増置分離経済ノ義ニ付上申」学務課督学係より県令宛て、1883 年 9 月 21 日。『取裁録 明治十六年七月以後』函館県学務課、北海道立文書館所蔵、簿書番号 8411。

<sup>62</sup> 「郡書記佐藤宗正、遊楽部日土人学校ヲ公立ニ設立維持其外協議ノ為メ八雲村出張顛末ノ件上申」。1883 年 7 月 27 日。『郡区同上申 明治十六年七月以降』函館県学務課、北海道立文書館所蔵、簿書番号 8402。

<sup>63</sup> 例えば同じ山越郡内で学校が設置されていた落部村は、この頃 130～140 戸の規模である（『改訂 八雲町史上』八雲町、1984 年、140 ページ）。また 1895 年になって道庁が定めた「小学校修業年限指定標準」（訓令第 8 号）は、集落の「戸数」を基準としてその地域に設置すべき小学校の「等科」や「修業年限」の「標準」を定めたものであるが、この訓令の定めるもっとも戸数の少ない区分は「百戸未満」だったのであり、50 戸程度という規模では学校の維持が至難だったことは明白だろう。

<sup>64</sup> 『学校設立伺書 明治十六年』函館県学務課、北海道立文書館所蔵（簿書番号 8397）。

<sup>65</sup> 『郡区同上申 明治十六年七月以降』函館県学務課、北海道立文書館所蔵（簿書番号 8402）。

<sup>66</sup> 「札幌区対雁学校分校設置之義伺ノ件」（『明治十七年自四月至五月 札幌県治類典 小学校 学務課』北海道立文書館所蔵、簿書番号 8945）。前掲小川「対雁学校の歴史」でも述べたことだが、「風習ニ染」まるというのは、要するに、シャモの児童がアイヌ児童と一緒に遊ぶなり、少なくとも何らかのコミュニケーションをとっていなければ起こらない筈だ。